投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)

改正案

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 投資法人制度 (第五十四条—第百二十条)

第四章 雑則(第百二十一条—第百二十七条)

**队** 

(定義)

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投 適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人 等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、 券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機 資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、 証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数 託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、 関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、 プション取引」、「外国市場証券先物取引」、 「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、 般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第 登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、 それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)第二条に規定する委 「投資法人債券」、 「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは 「有価証券店頭指数等先渡取引」、 「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オ 投資信託、証券投資信託、有価証券、有価 「投資主」、「投資法人債 「有価証

(最低資本金の額)

項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

第十条 (略)

(特別の関係)

第十四条の二 (略)

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社(外国会社を含む。以下この条及び第五

目次

現

行

; ;

第一章・第二章 (略)

第三章 投資法人制度 (第五十四条—第九十九条)

第四章 雜則(第百条—第百六条)

附則

(定義)

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投 規定する投資法人債権者をいう。 適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、 等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、 証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数 託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、 関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、 券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、 資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、 プション取引」、「外国市場証券先物取引」、 「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債 般事務受託者又は外国投資信託をいい、 それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)第二条に規定する委 登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、 「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは 「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三に 「有価証券店頭指数等先渡取引」、 「有価証券指数等先物取引」、 投資信託、証券投資信託、有価証券、有価 投資信託委託業者、投資法人 「受益証券」、 「有価証券オ

(最低資本の額)

第十条 (略)

に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項2 法第八条第一項第一号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における

(特別の関係

第十四条の二 (略)

2 前項第一号二及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権(法第九条

主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。 主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。 大権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権とその総株主又は総社員の議決権とそのを保有している場合において、支配株主等によりの五十を超える議決権を保有している議決権をいう。以下この条において同じ。)の総株主又は総社員の議決権(法第九条第四項に規定

3·4 (略

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一~四 (略)

2 (略)

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

る皆 - 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当す

次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同た、又はその行使について当該信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権の百分の五十を超えていること(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権を育するものとみなされる株式第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を育するものとみなされる株式第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を育するものとみなされる株式第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を除き、会社法(平成十七年法律決権を行使することができないものとみなされる株式の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権の場合において同じる。)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権によりによる。以下この条及び第四十七条において同じない。

(1)

職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。)及び主要株主(総株、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役。)である場合におけるその役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは② 当該者が法人その他の団体(以下この条及び第四十七条において「法人等」という

、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。 十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と 、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五 社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総 第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権

3・4 (略)

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一~四 (略)

2 (略)

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

する者とする。第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当

○
☆一投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当す

ていて当該信託会社等に指図することができる を記される株式に係る議決権を含む。以下この条及び第四十七条において同 で、)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権 で、)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権 である場合において同じ。)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権 において同じ。)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権 において同じ。)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権 である場合においては、 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項 は、一条フェッッ。

(1) (略)

総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にる役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。)及び主要株主(。)である場合におけるその役員(取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに類す② 当該者が法人その他の団体(以下この条及び第四十七条において「法人等」という

号並びに第四十七条第一号イ(5)及び第二号において同じ。) の百分の十以上の議決権 会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができな に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をい 有するものとみなされる株式についての議決権を含む。⑷から⑹まで及び第二号並び い株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を 主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総 に第四十七条第一号イ⑸及び第二号において同じ。) をいう。⑷から⑹まで及び第二 以下この条及び第四十七条において同じ。)

(6) (3)

口 (略)

<u>-</u> 5 五 (略)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等 ( 法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。 以外の者であって、次に掲げる者とする。

弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、 以下この条、 第三十四条及び第四十九条において同じ。 その社

(2) (3)

略)

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定す る外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

監査法人にあっては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の会計参与

(略)

(3) (2) (1) (略)

略

(法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利

第二十四条 法第八十四条第二項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分 法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投

に限る。

二号において同じ。)の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の る議決権を含む。<br />
(4)から<br />
(6)まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ<br />
(5)及び第二号に て同じ。) 名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条におい おいて同じ。)をいう。(4)から(6)まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ(5)及び第 を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係 あっては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権

(3) (略)

(略)

<u>-</u> 5 五

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等 法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。 以外の者であって、次に掲げる者とする。

弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

(2) (3)

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定す る外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

監査法人にあっては、 次に掲げる者

(新設)

(2) (1)(略)

(略)

三 · 四 略

(法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利

第二十四条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利は、 権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの 法第百二十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十五第 次に掲げるものとする。 一項の規定に基づく

資主の権利で内閣府令で定めるもの

- する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第八条第二項の
- に準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めるものに係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これ三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号

(法第二十二条第二項に規定する政令で定める規定)

一項とする。

プノヨノり寸田り頁 ニュー・ニョン・ニョン・コント
有価証券の価格又はオ 受益証券の価格
有価証券店頭オプショ
ブション取引若しくは
の取引又は有価証券オ
有価証券の売買その他 受益証券の募集等に係る取引
墜させるおそれ
証券業の信用を失墜さ   受益証券の募集等の業務の信用を失
第三十四条の十第
項第一   投資信託及び投資法人に関する法律
受益証券の募集等の業務
読み替えられる字句 読み替える字句

- ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの四条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第六条及び第十
- 「権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めるもの 資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づ

(法第二十二条第二項に規定する政令で定める規定)

とする。

| とする。| とする。

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え)

表のとおりとする。

並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の並びに第四十五条の規定を準用する場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資

						で	てド		第	第	の	読
						でを除く。)	び第七号から第九号ま	一号から第四号まで及	第四十二条第一項(第	第三十三条	の規定	読み替える証券取引法
はその受託等(媒介、有価証券の売買若しく	プションの対価の額	ン取引	有価証券店頭オプショ	プション取引若しくは	の取引又は有価証券オ	有価証券の売買その他	証券業	号	第三十四条第二項第一	業務		読み替えられる字句
受益証券の募集等に係る取引	受益証券の価格					受益証券の募集等に係る取引	受益証券の募集等の業務	第三十四条の十第一項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律	受益証券の募集等の業務		読み替える字句

	はこれに係る第二条第証券指数等先物取引又	
受益証券の募集等に係る取引	の取引又は有価証券指	号 第四十二条第一項第十
別売買の別又はこれに相当する取引の	売買の別	
	三 項及び第百六十二条の	
	一号、第四十七条第三	
この号	この号、次条第一項第	
	ィブ取引	
	有価証券店頭デリバテ	号
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買等又は	第四十二条第一項第六
	て同じ。)	
	める事項。次号におい	
	のとして内閣府令で定	
	売買の別に相当するも	
	ィブ取引にあつては、	
	有価証券店頭デリバテ	
	券オプション取引又は	
別	数等先物取引、有価証	
売買の別又はこれに相当する取引の	売買の別(有価証券指	
	その受託等	
	バティブ取引若しくは	
	又は有価証券店頭デリ	
	オプション取引の受託	
	取引若しくは有価証券	
	、有価証券指数等先物	
	をいう。以下同じ。)	
	いう。)を受けること	
	み(以下「委託等」と	
	取次ぎ又は代理の申込	
	はその受託等(媒介、	뮑

	リエ・管ニュストへに登
	し頁第二号音・八は角
	はこれに係る第二条第
	証券指数等先物取引又
	数等先物取引等(有価
	の取引又は有価証券指
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他
別、	
売買の別又はこれに相当する取引の	売買の別、
	項及び第百六十二条の
	一号、第四十七条第三
この号	この号、次条第一項第
	ィブ取引
	有価証券店頭デリバテ
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買等又は
	て同じ。)
	める事項。次号におい
	のとして内閣府令で定
	売買の別に相当するも
	ィブ取引にあつては、
	有価証券店頭デリバテ
	券オプション取引又は
別	数等先物取引、有価証
売買の別又はこれに相当する取引の	売買の別(有価証券指
	その受託等
	バティブ取引若しくは
	又は有価証券店頭デリ
	オプション取引の受託
	取引若しくは有価証券
	、 有価証券指数等先物
	をいう。以下同じ。)
	いう。)を受けること
	み(以下「委託等」と
	取次ぎ又は代理の申込

<del></del>	益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法の規定を準用	合における当該投資信託委員	益証券の募集等を行う場
2	法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受	おいて投資信託委託業者が	2 法第二十七条の規定に
	投資信託委託業	証券業	
	利害関係人等	親法人等又は子法人等	第四十五条第三号
	利害関係人等	親法人等又は子法人等	
		げる行為	
	受益証券の募集等	第二条第八項各号に掲	第四十五条第二号
	)と受益証券の募集等に係る取引		
	人その他の団体をいう。以下同じ。	店頭デリバティブ取引	
	号に規定する利害関係人等である法	他の取引又は有価証券	
	人に関する法律第十五条第二項第一	と有価証券の売買その	
	利害関係人等(投資信託及び投資法	親法人等又は子法人等	第四十五条第一号
	受益証券の募集等の業務	証券業	
		バティブ取引等	
		くは有価証券店頭デリ	
		う。以下同じ。)若し	
		三号に掲げる行為をい	
		同項第二号若しくは第	
		ン取引又はこれに係る	
		等(有価証券オプショ	
		価証券オプション取引	
		う。以下同じ。)、有	
		三号に掲げる行為をい	
		八項第二号若しくは第	

的読替えは、次の表のとおりとする。する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受2

投資信託及び投資法人に関する法律	前項の規定による書面	第四十一条第二項にお
	ティブ取引	
	は有価証券店頭デリバ	
	国市場証券先物取引又	
当該受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買等、外	第四十一条第一項
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法
	<b>いまする。</b>	的読替えは、次の表のとおりとする。

III— "NYTYYY	証券業	が	親法人等又は子法人等	げる行為	第二条第八項各号に掲		店頭デリバティブ取引	他の取引又は有価証券	と有価証券の売買その	第四十五条 親法人等又は子法人等	バティブ取引等	くは有価証券店頭デリ	う。以下同じ。	三号に掲げる行為をい	同項第二号若しくは第	ン取引又はこれに係る	等(有価証券オプショ	価証券オプション取引	
TAXAS I A signa (A signa signa)	投資信託委託業		5子法人等 利害関係人等が		(各号に掲   受益証券の募集等	)と受益証券の募集等に係る取引	ィブ取引 人その他の団体をいう。以下同じ。	2有価証券 号に規定する利害関係人等である法	売買その人に関する法律第十五条第二項第一	1.子法人等 利害関係人等(投資信託及び投資法	等		。)若し	行為をい	しくは第	れに係る	オプショ	ョン取引	

おりとする。

「おりとする。

「おりとする。

「おりとする。

「おりとでは、

「ないのでは、

「ないでは、

「ないではいいでは、

「ないでは、

「ないでは、
「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、
「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、
「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、
「ないでは、

「ないでは、
「ないでは、

「ないでは、

「ないではいいでは、
「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、

「ないでは、
「ないではいいでは、

「ないでは、

「ないでは、
「はいでは、
「はいいでは、
「はいいでは、
「ないでは、

第四十一条第二項にお		第四十一条第一項	の規定。一般を表現の規定を表する証券取引法
前項の規定による書面	マイブ取引 は有価証券店頭デリバ 国市場証券先物取引又	有価証券の売買等、外	読み替えられる字句
投資信託及び投資法人に関する法律		当該受益証券の募集等に係る取引	読み替える字句

	ティブ取引			ティブ取引	
	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――			に有価証券店頭ラリノ	
	は可面正参与頁言リミ			は言語正条皆真ごリド	
	国市場証券先物取引又			国市場証券先物取引又	
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買等、外		受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買等、外	
を受けた金融機関			を受けた金融機関		
律第四十三号)第一条第一項の認可			律第四十三号)第一条第一項の認可		
兼営等に関する法律(昭和十八年法			兼営等に関する法律(昭和十八年法		
信託会社又は金融機関の信託業務の	信託会社等		信託会社又は金融機関の信託業務の	信託会社等	
	いう。)			いう。)	
	いて「有価証券等」と			いて「有価証券等」と	
	取引(以下この条にお			取引(以下この条にお	
	証券店頭デリバティブ			証券店頭デリバティブ	
	先物取引若しくは有価			先物取引若しくは有価	
	ション、外国市場証券			ション、外国市場証券	
	指数等先物取引、オプ			指数等先物取引、オプ	
受益証券	有価証券又は有価証券		受益証券	有価証券又は有価証券	
	の取引等」という。)			の取引等」という。)	
	有価証券の売買その他			有価証券の売買その他	
	以下この条において「			以下この条において「	
	頭デリバティブ取引(			頭デリバティブ取引(	
	引若しくは有価証券店			引若しくは有価証券店	
	、外国市場証券先物取			、外国市場証券先物取	
	価証券オプション取引			価証券オプション取引	
	券指数等先物取引、有			券指数等先物取引、有	
	を除く。) 又は有価証			を除く。)又は有価証	
	他の政令で定める取引			他の政令で定める取引	
	る買戻条件付売買その			る買戻条件付売買その	
	らかじめ定められてい			らかじめ定められてい	
	の取引(買戻価格があ			の取引(買戻価格があ	第一号
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第一項	受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第一項
当該取引報告書	当該書面		当該取引報告書	当該書面	
取引報告書			取引報告書		
引法第四十一条第一項の規定による		第二項	引法第四十一条第一項の規定による		第二項
第二十七条において準用する証券取		いて準用する第四十条	第二十七条において準用する証券取		いて準用する第四十条

3			
	受益証券の募集等の業務	業務	第四十三条第二号
		引若しくはその委託等	
		券店頭デリバティブ取	
		取引の委託又は有価証	
		くは外国市場証券先物	
		券オプション取引若し	
		数等先物取引、有価証	
		の委託等、有価証券指	
		くは売付け若しくはそ	
	受益証券の募集等に係る取引	有価証券の買付け若し	第四十三条第一号
	受益証券の募集等の業務を	業務を	
	0		
	受益証券の募集等の業務の状況が次	業務の状況が次の	第四十三条
		おいて同じ	
		び第五十一条第二項に	
	をいう	をいう。以下この条及	第四十二条の二第三項
	受益証券	有価証券等	
		の取引等	第二号及び第三号
	受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第一項
		の二第六項	
	この条	この条及び第六十五条	

3 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受 3

	の取引等	第二号
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
一号		
第二十七条において準用する前項第		
投資信託及び投資法人に関する法律	前項第一号	
	の取引等	第一号
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法
	ନ <sup>°</sup>	は、次の表のとおりとする。
二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え	頃の規定を準用する場合に	二条の二第二項及び第四項
益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十	台における当該投資信託委!	益証券の募集等を行う場へ

	引若しくはその委託等	
	券店頭デリバティブ取	
	取引の委託又は有価証	
	くは外国市場証券先物	
	券オプション取引若し	
	数等先物取引、有価証	
	の委託等、有価証券指	
	くは売付け若しくはそ	
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の買付け若し	
受益証券の募集等の業務	業務	第四十三条
	おいて同じ	
	び第五十一条第二項に	
をいう	をいう。以下この条及	第四十二条の二第三項
受益証券について	有価証券等について	
	の取引等	
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	
	の二第六項	
この条	この条及び第六十五条	

二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十、法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受 は、次の表のとおりとする。

第二十七条において準用する前項第		
投資信託及び投資法人に関する法律	前項第二号	
一号		
第二十七条において準用する前項第		
投資信託及び投資法人に関する法律	前項第一号	
	の取引等	
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法

以下この項において同じ。)		
用する前項に規定する事故をいう。		
に関する法律第二十七条において準		
約束が事故(投資信託及び投資法人	約束が事故	第四十二条の二第四項
三 号		
第二十七条において準用する前項第		
投資信託及び投資法人に関する法律	前項第三号	
	の取引等	第三号
受益証券の募集等に係る取引	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
第二十七条において準用する前項第		
投資信託及び投資法人に関する法律	前項第二号	

## (受益証券買取請求に関する読替え)

第三十一条 □ 法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社

	受益証券買取請求	株式買取請求	第百十七条第五項
	受託会社	株式会社	第百十七条第四項
	受益証券買取請求	株式買取請求	
	受益者	株主	第百十七条第三項
2	受託会社	株式会社	
	受益者	株主	
	受益証券の	株式の	第百十七条第二項
	受託会社	株式会社	
	受益者	株主	
	受益証券の	株式の	
	受益証券買取請求	株式買取請求	第百十七条第一項
	受託会社	株式会社	
	受益者	株主	
	受益証券買取請求	株式買取請求	第百十六条第六項
	受益証券買取請求	株式買取請求	第百十六条第五項
	読み替える字句	読み替えられる字句	定読み替える会社法の規
_			

			労				
			第四十二条の二第四項				
			約束が事故			前項第三号	
以下この項において同じ。)	用する前項に規定する事故をいう。	に関する法律第二十七条において準	約束が事故(投資信託及び投資法人	三号	第二十七条において準用する前項第	投資信託及び投資法人に関する法律	二号

## (受益証券の買取りに関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十 五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合に おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

投資信託委託業者	会社	
受益者	株主	第二百四十五条ノ四
受益証券	株券	六項
受益証券	株式	第二百四十五条ノ三第
受託会社	会社	五項第二百四十五条ノ三第
受益者	株主	四項の十五条ノ三第
受託会社	会社	
受益者	株主	三項
受益証券	株式	第二百四十五条ノ三第
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
近の事のです。		おしるこれのの対気し任る打役自言者とし

2 けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 十一年法律第十四号)第百二十六条第一項及び第百三十二条ノ六の規定を準用する場合にお 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて非訟事件手続法 (明治三

読み替える非訟事件手	読み替えられる字句	読み替える字句
続法の規定		

<u>«</u>	たときは、当該社債を	
'기	の買取りの請求があっ	
[貝]	付社債についての社債	
111	いて、当該新株予約権	
40	たものである場合にお	
44	予約権付社債に付され	
1214	当該新株予約権が新株	
受益証券	株式又は新株予約権(	第八百七十条第四号
受託会社	会社	第八百六十八条第一項
	式	
<ul><li>受益証券買取請求に係る受益証券</li></ul>	株式買取請求に係る株	
受益証券と	株券と	
	請求	
PAY.	株式について株式買取	
② 受益証券買取請求	株券が発行されている	
	いう。以下同じ。)	
<u>«</u> 21	定めがある株式会社を	
<u> </u>	を発行する旨の定款の	
分	類の株式)に係る株券	
(理)	にあっては、全部の種	
111	式(種類株式発行会社	
受託会社	株券発行会社(その株	第百十七条第六項
受益証券の	株式の	

					第百二十六条第一項
東二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条 一項、第二百九十三条第一項。第二十八条第一項 (昭和十三年法律第七十四号)第八条第一項 (田十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第二十八条ノニ第一項、第四十四条ノ	条ノ十八第二項及ビ第 二百八十二条第二項、第二 五十三条第二項、第三 七十三条第一項、第三 七十三条第一項、第百 七十三条第一項、第百	七項、第二百八十条ノ項、第二百五十八条第二第二百五十八条第二項	四十五条ノ三第四項、十七条第三項、第二百三	第二百四条第二百二二条	八条、第七十条ノ二第 律第四十八号) 第五十 商法(明治三十二年法
				二百四十五条ノ三第四項	商法(明治三十二年法律第四十八号第三十条の二第二項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律

	項第百三十二条ノ六第一																		
四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項(同法第三百七十一項(同法第三百七十一項(同法第三百七十一項(同法第三百七十一年)、第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノニ十一第三百七十四条ノニ十一第三百七十四条ノニ十一第三百七十四条ノニ第二項、第三百七十四条ノニ第二項、第三百七十四条ノニ第二項、第三百七十四条ノニ第二項及ビ第	三第四項(同法第二百商法第二百四十五条ノ	タルトキハ子会社)	類ニ付	謂フ以下之ニ同ジ)ノ	スー	_	ハ社員ガ子会社(商法	下之二司ジ)ノ株主又	定々レ規AT土ヲ胃フ以ニ於テ之ニ同ジ)ニ規	ル場合ヲ含ム以下本項	条第一項ニ於テ準用ス	(有限会社法第二十四	二百十一条ノ二第一項	会社(親会社(商法第	)第三十二条第八項	五十九年法律第三十号	替に関する法律(昭和	ニ株券等の保管及び振	五十二条ノ三第一項並
商法第二百四十五条ノ三第四項	第三十条の二第二項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律													受託会社					

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係 あって、次に掲げる者とする。 当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者で 第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の 人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。

- 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの
- 監査法人にあっては、次に掲げる者
- 当該投資法人の投資信託委託業者若しくは資産保管会社の会計参与
- (略)
- (3) (2) (1) (略)
- 三 · 四 (略)

(投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは 法第三十四条の八第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百 次の表のとおりと

2 替えは、 任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責 次の表のとおりとする。

		項
受益者	株主	第百三十二条ノ六第二
商法第二百四十五条ノ三第四項		
第三十条の二第二項ニ於テ準用スル	三第四項	
投資信託及び投資法人に関する法律	同法第二百四十五条ノ	
	含ム)	
	ニ於テ準用スル場合ヲ	
	四百十三条ノ三第七項	

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係 あって、次に掲げる者とする。 当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者で 第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の 人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。

一 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

- 監査法人にあっては、次に掲げる者
- (新設)
- (2) (1) (略)

(略)

三 · 四 (略)

(投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用 する同法の規定を含む。 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託 )に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

投資法人	会社	第二百六十七条第三項
投資法人	会社	
投資主	株主	
投資口	株式	第二百六十七条第一項
総投資主	総株主	第二百六十六条第五項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

		第二号	第八百五十一条第一項													第八百五十条第四項	三項まで	百五十条第一項から第	及び第四項並びに第八	第八百四十九条第三項	第一号	第八百四十九条第二項	第八百四十九条第二項	第八百四十九条第一項	、第八百四十八条及び	第八百四十七条第五項		第八百四十七条第四項	第八百四十七条第三項		第八百四十七条第一項	定。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
株式会社若しくはその	株式会社又は	会社と	株式会社が	条第二項	二項及び第四百六十五	)、第四百六十四条第	務に係る部分に限る。	い部分について負う義	る分配可能額を超えな	同項ただし書に規定す	四百六十二条第三項(	る場合を含む。)、第	第四項において準用す	四条(第四百八十六条	条第五項、第四百二十	第五十五条、第百二十				株式会社	監査役	監査役設置会社	株式会社			株式会社	法務省令	株式会社	株式会社	法務省令	株式会社	読み替えられる字句
投資法人	投資法人又は	投資法人と	投資法人が											する第四百二十四条	第三十四条の八第三項において準用	投資信託及び投資法人に関する法律				投資法人	監督役員又は清算監督人	投資法人	投資法人			投資法人	内閣府令	投資法人	投資法人	内閣府令	投資法人	読み替える字句

一項	第二百六十八条ノ三第	三項	第二百六十八条ノ二第	一項及び第二項	第二百六十八条ノ二第	百六十六条第九項	において準用する第二	第二百六十八条第八項	第二百六十八条第八項		第二百六十八条第七項	第二百六十八条第六項				第二百六十八条第五項	から第四項まで	第二百六十八条第二項	第二百六十七条第六項	及び第四項
株主	会社		株主	会社	株主		監査役	株主総会	会社	株主	会社	会社			第二百六十六条第五項	会社	会社	株主	株主	株主
投資主	投資法人		投資主	投資法人	投資主		監督役員	投資主総会	投資法人	投資主	投資法人	投資法人	ル商法第二百六十六条第五項	第三十四条の八第三項ニ於テ準用ス	投資信託及び投資法人に関する法律	投資法人	投資法人	投資主	投資主	投資主

	完全親会社	
第八百五十一条第三項	株式会社又は	投資法人又は
	株式会社の	投資法人の
	当該株式会社	当該投資法人
	株式会社若しくはその	投資法人
	完全親会社	
第八百五十二条第一項	株式会社	投資法人
百五十三条第一頁 及び第二項並びに第八		

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

常四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令における当該法人(次第信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人(次第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者」という。)に対する法第三十七条第一項の会において「外国法人である投資信託委託業者」という。)に対する法第三十七条第一項の会において「外国法人である投資法人資産運用業を営む場合における当該法人(次第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の

者」という。)並びに国内における	つては、執行役)	
る日本における代表者(以下「代表	(委員会設置会社にあ	
会社法第八百十七条第一項に規定す	常務に従事する取締役	第十三条
	業所	
国内における営業所	本店、支店その他の営	第十一条第一項
業所		
認可申請者及びその国内における営	認可申請者	第九条第一項第二号
る営業所の業務		
当該認可申請者及びその国内におけ	その者の当該業務	
業所		
認可申請者及びその国内における営	認可申請者	第九条第一項第一号
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定
	( ) 1 ( ) 1	7.7077700000000000000000000000000000000

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の

に「取締役等」という。)		
駐在する取締役及び執行役(以下単		
う。)並びに国内における営業所に	あつては、執行役)	
る代表者(以下単に「代表者」とい	(委員会等設置会社に	
商法第四百七十九条第一項に規定す	常務に従事する取締役	第十三条
	業所	
国内における営業所	本店、支店その他の営	第十一条第一項
る営業所の業務		
当該認可申請者及びその国内におけ	その者の当該業務	
業所		
認可申請者及びその国内における営	認可申請者	第九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

「   (以下   取締役等   という。)		査役若しくは執行役	
「	代表者若しくは取締役等	、会計参与、	第四十二条第三項
「以下「取締役等」という。)   「以下「取締役等」という。)   「以下「取締役等」という。)   「以下「取締役等」という。)   「項第一号 取締役者しくは執行役 代表者若しくは取締役等 の		査役又は執行役の解任	
「	代表者の解任又は取締役等の解職	、会計参与、	
「		査役若しくは執行役	号
「	代表者若しくは取締役等	会計参与、	第四十二条第一項第二
第一項第一号       取締役若しくは執行役       (以下「取締役等」という。)         項第一項       社の業務       国内における営業所の業務に係         公十一第一       他の業務       国内における営業所の業務に係         政締役、会計参与、監       代表者若しくは取締役等の         政締役、会計参与、監       代表者若しくは取締役等の         査役若しくは執行役の       額         査役若しくは執行役の       資業所に駐在する取締役等の解職         本の取締役、会計参与、監       代表者若しくは取締役等の         本の取締役、会計参与、監       代表者者しくは取締役等の         本の取締役、会計参与、監       代表者の解任又は取締役等の解職         本の取締役、会計参与、監       代表者者しくは取締役等の         本の取締役を       会計参与、監         本の取締役を       会計参与、監         大表者若しくは取締役等の       会計         本の取締役、会計参与、監       代表者若しくは取締役等の         本の取締役を       会計         本の取締役、会計       会計         本の取締役、会計       会計         本の取締役を       会計         本の取締役を       会計         本の取締役を       会計         本の取締役を       会別		査役又は執行役の解任	号二
「以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)   (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)     (以下「取締役等」という。)   (以下「取締役等)という。)   (以下「取締役等)という。)   (以下「取締役等)という。)   (以下「取締役等)という。)   (以下「取締役等)という。)   (以下「取締役等)というのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりの	代表者の解任又は取締役等の解職	会計参与、	_
取締役、会計参与、監 代表者若しくは取締役等の   で表		査役若しくは執行役の	
一項	代表者若しくは取締役等の	、会計参与、	
「		役	
一項       その取締役、会計参与       その代表者若しくは取締役等」という。)         Q       国内における営業所の業務に係         国内における営業所の業務に係       国内における営業所の業務に係         経       国内における営業所の業務に係		、監査役若しくは執行	
「以下「取締役等」という。)	その代表者若しくは取締役等	`	第四十二条第一項
9十一第一       他の業務       国内における営業所において他         「以下「取締役等」という。」       国内における営業所の業務に係         「以下「取締役等」という。」       国内における営業所の業務に係	務		項
八条第一項 取締役若しくは執行役 顧客	内における営業所において他	他の業務	
八条第一項 取締役若しくは執行役 顧客			第一号
項第一号 取締役若しくは執行役 顧客			及び第二十八条第一項
顧客	代表者若しくは取締役等	取締役若しくは執行役	_
顧客	客		
(以下「取締役等」という。) 営業所に駐在する取締役及び執行役	国内における営業所の業務に係る顧	顧客	第十三条の三
営業所に駐在する取締役及び執行役	(以下「取締役等」という。)		
	営業所に駐在する取締役及び執行役		

第三十四条の十一第一 第四十二条第三項 第四十二条第一項 第十五条第一項及び第 第十三条の二 一十八条第 他の業務 顧客 取締役、執行役若しく 取締役、執行役若しく 取締役若しくは執行役 査役の解任 取締役、 は監査役 は監査役 執行役又は監 代表者若しくは取締役等 代表者若しくは取締役等 務国内における営業所において他の業 代表者の解任又は取締役等の解職 代表者若しくは取締役等 客 国内における営業所の業務に係る顧

(略)

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政

令で定める者は、次に掲げる者とする。

(特定資産の価格を調査する者)

二 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

2

(特定資産の価格を調査する者)

2

(略)

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政 令で定める者は、次に掲げる者とする。

二 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

監査法人にあっては、次に掲げる者

当該受託会社の会計参与

(3) (2) (1) 略)

(略)

監査法人にあっては、

次に掲げる者

(新設)

(2) (1) (略)

15

#### 2 三 · 四 (略) (略)

#### 第三章 投資法人制度

#### (設立企画人の範囲等)

第五十四条 運用する事務とする 資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、 他人の資産を投資として 設立しようとする投

- 2 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 信託会社等
- 者に限る。次号において同じ。 六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。)となる日において当該事務に現に従事し あったもので、 ていない者については、当該事務に従事しないこととなった日から三年を経過していない 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者で 前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十
- 社(以下「適格機関投資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であった 報告書をいう。 適格機関投資家又は有価証券報告書(証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券 前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの )を金融庁長官に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会
- 兀 令で定めるもの 前三号に掲げるもののほか、 前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府

#### (最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

#### (規約に関する読替え)

第五十六条 法第六十七条第七項の規定において規約について会社法第三十一条第三項の規定 を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

			第三十一条第三項	定	読み替える会社法の規
当該親へ	う。 い	株主			
親会社社員	以下同じ。)	その他の社員をい	親会社社員(親会社の		読み替えられる字句
当該親法人の投資主	の項において同じ。)の投資主	項に規定する親法人をいう。以下こ	親法人(投資法人法第八十一条第一		読み替える字句

#### 三 · 四 (略)

#### 2 (略)

#### 第三章 投資法人制度

#### (設立企画人の範囲等)

第五十四条 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める事務は、 運用する事務とする 資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、 他人の資産を投資として 設立しようとする投

- 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 信託会社等

2

- 者に限る。次号において同じ。 あったもので、 ていない者については、当該事務に従事しないこととなった日から三年を経過していない 六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。 法第六十六条第二項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者で 前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十 )となる日において当該事務に現に従事し
- 三 報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会 適格機関投資家又は有価証券報告書(証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券 (以下「適格機関投資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であった 前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの
- 令で定めるもの 前三号に掲げるもののほか、 前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府

兀

#### (最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第六項に規定する政令で定める額は、 五千万円とする。

#### (成立時の出資総額)

第五十六条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、 一億円とする。

#### 第五十七条 (払込取扱機関の範囲) 法第七十一条第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

銀行

- 信託会社
- 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 兀 信用金庫 信用金庫連合会、 労働金庫、 労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連

#### (成立時の出資総額)

第五十七条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、 一億円とする。

#### (規約の変更に関する読替え)

第五十八条 を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第六十九条第七項の規定において規約の変更について会社法第九十七条の規定

設立時投資主	設立時発行株式	第九十七条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

# (書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第五十九条 の用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな 磁的方法をいう。以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という 内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第七十一条第五項に規定する電

- 法第七十一条第五項
- 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第三項
- 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第一項
- 法第八十三条第四項
- 法第九十二条の二第一項
- 七六五四 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第三項
- 法第百三十九条の四第三項
- 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第四項
- 九八 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十五条第三項
- +法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項
- + 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十九条第二項
- 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項
- 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項

2

承諾をした場合は、 的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項 の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁 この限りでない 当該相手方が再び同項の規定による

合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。)

同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、

#### 六 証券会社

五.

# (設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八条 から第八項まで及び第百七十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的 読替えは、 法第七十一条第六項の規定において設立企画人について商法第百七十五条第四項 次の表のとおりとする。

_															
去第七十一条第七頁の目		第百七十九条第三項				第百七十九条第二項		第百七十九条第一項	第百七十五条第八項		第百七十五条第七項	第百七十五条第六項	び第五項	第百七十五条第四項及	読み替える商法の規定
死亡こおって受資去人が受		株式引受人	株主	株式ニ		株式引受人		株式引受人	株式申込証	株式申込人	株式申込証	株式申込証	株式申込人	株式申込証	読み替えられる字句
去第七十一条第六頁の規定こおいて殳資去人が设立の祭こ発庁する殳資コこついて商去第	ロノ引受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資	投資主	投資口二	ロノ引受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資	ロノ引受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サントスル者	投資口申込証	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サントスル者	投資口申込証	読み替える字句

2 えは、次の表のとおりとする。 百七十六条及び第百九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替 **治第七十一条第六項の財気におしてお資法人が設立の際に発行するお資口** について商注第

	3			
込みについて商法第百七十	法第七十一条第六項の規	第百九十一条	第百七十六条	読み替える商法の規定
七条第二項の規定を準用	定において投資法人が設	株式申込証	発起人	読み替えられる字句
する場合における当該規定に係る技術的	立の際に発行する投資口の発行価額の払	投資口申込証	設立企画人	読み替える字句

読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える商法の規定 読み替えられる字句 読み替える字句

## (設立時募集投資口に関する読替え)

第六十条 する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第七十一条第十項の規定において設立時募集投資口について会社法の規定を準用

	こうせんしょしょうりゅんごお名自言者にい	/分以什,打不自言之 ; ()	
	読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
	뒸		
	第六十条	数	口数
	第六十二条	数に	口数に
	第六十二条第一号	数	口数
	第六十三条第一項	銀行等	銀行等(投資法人法第七十一条第二
			項に規定する銀行等をいう。)
	第六十三条第二項	設立時発行株式	設立時発行投資口
2		院定こおハて司条第二頁こg	<b>出第七十一条第十頁の規定こおいて司条第二頁こ規定する銀庁等こついて会出去第六十四</b>

5

条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 治第七十一条第十項の規定において同条第二項に規定する銀行等にていて会社治算ア十四 次の表のとおりとする。

定。読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十四条第一項	第三十四条第一項及び	投資法人法第七十一条第十項におい
	これら	投資法人法第七十一条第十項におい
		て準用する前条第一項
第六十四条第二項	第三十四条第一項若し	投資法人法第七十一条第十項におい
	くは前条第一項	て準用する前条第一項

#### (創立総会に関する読替え)

第六十一条 読替えは、次の表のとおりとする。 て法第九十条の二及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的 法第七十三条第四項の規定において設立企画人が創立総会を招集する場合につい

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条の二第一項第	投資主が	設立時投資主が
三号		
第九十条の二第二項	投資主は	設立時投資主は
第九十一条第一項	投資主に	いまりがは一切では
第九十一条第二項	投資主	設立時投資主
第九十一条第四項	投資主に	設立時投資主に

	第百七十七条第二項	株式申込証	投資口申込証
4	法第七十一条第六	<b>燃定において同条第二項第</b>	/項の規定において同条第二項第五号の払込取扱機関について

十九条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす 商法第百八

		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第百八十九条第一項	発起人又ハ取締役	設立企画人又ハ執行役員
		第百八十九条第二項	会社ニ	投資法人二
_	-    ,			

監督役員について商法第百九十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読 法第七十一条第六項の規定において設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び 次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十二条第一項及	会社	投資法人
び第二項	株式	投資口
第百九十二条第三項	株式	投資口

# (設立の際の投資口申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第五十八条の二 設立企画人は、法第七十一条第六項において準用する商法第百七十五条第五 より、 項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところに 法第九十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を示し、 又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 あらかじめ、 当該投資口の申込みをしようとする者に対し、 その用いる電磁的方法 書面

2 口の申込みをしようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、 五条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、 資口の申込みをしようとする者に対し、 前項の規定による承諾を得た設立企画人は、当該投資口の申込みをしようとする者から書 法第七十一条第六項において準用する商法第百七十 この限りでない。 ただし、 当該投資 当該投

# (設立の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録)

第五十八条の三 録の種類及び内容を示し、 内閣府令で定めるところにより、 定する電磁的記録をいう。以下同じ。 商法第百七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録(法第六十七条第二項に規 投資口の申込みをしようとする者は、 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない あらかじめ、 )による投資口申込証の作成をしようとするときは、 当該設立企画人に対し 法第七十一条第六項において準用する その用いる電磁的記

2 前項の規定による承諾を得た投資口の申込みをしようとする者は、当該設立企画人から書

																		_	2								-
第三項第八十二条第一項及び	第八十一条第四項	一条第三項第七十八条及び第八十		第七十七条第二項	第一項	五項並びに第七十七条	び第四項、第七十六条		項、第四項及び第七項	七十四条第一項、第三	第七十三条第一項、第			第七十二条第一項本文	第七項	第六十八条第五項及び	定読み替える会社法の規	場合における同法の規定に係る技術的読替えは			第九十一条第七項	第九十一条第六項			第九十一条第五項		
設立時株主	親会社社員	設立時株主	設立時発行株式	設立時株主							設立時株主	設立時発行株式一株	総株主	設立時株主		設立時株主	読み替えられる字句	"  `	%定において投資法人の創	投資主に	投資主から	投資主	投資主の	投資主総会参考書類	投資主に	投資主が	投資主総会参考書類
設立時投資主	じ。)の投資主で、の投資主で、の投資法人法第八十一条第一	設立時投資主	設立時発行投資口	設立時投資主							設立時投資主	設立時発行投資口一口	総投資主	設立時投資主		設立時投資主	訪み替える字句	次の表のとおりとする。	法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について会社法の規定を準用する	設立時投資主に	設立時投資主から	設立時投資主	設立時投資主の	創立総会参考書類	設立時投資主に	設立時投資主が	創立総会参考書類
第 第		:1	垃	il 詰	え	合	3	1 ダ	rl r	垃	i	上学	引詰	ョけ	者	2		お ま	割る	第	第五			る	よ	は	面

## (投資法人の設立等に関する読替え)

7四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす4十九条 法第七十三条第四項の規定において創立総会の招集の通知について法第九十一条

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十一条第四項	第二項	第七十三条第四項において準用する
		商法第二百三十二条第二項

ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。者であって創立総会に出席しないものについて法第九十二条の二の規定を準用する場合にお法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした

	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第九十二条の二第一項	第九十一条	第七十三条第四項において準用する
	及び第二項		商法第二百三十二条
	第九十二条の二第三項	第九十一条第四項	第七十三条第四項において準用する
			第九十一条第四項
	第九十二条の二第四項	第九十一条第二項	第七十三条第四項において準用する
	、第五項及び第七項		商法第二百三十二条第二項
3		見言こうへこえずらくり 川	

えは、次の表のとおりとする。| 合における同法の規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替合における同法の規定 (当該規定において換資法人の創立総会について帝法の規定を準用する場

	取締役及監査役	第二百三十七条ノ三第
規約	定款	第二百三十三条
投資口ノ引受ヲ為シタル者	株主	第二百三十二条第二項
各投資口ノ引受ヲ為シタル者	各株主	第二百三十二条第一項
規約	定款	第百八十七条第一項
投資ロノ総口数	議決権ノ総数	
ロノ引受ヲ為シタル者		
投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資	株式引受人	第百八十条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

	設立時発行投資口	設立時発行株式	
	創立総会	創立総会若しくは種類	第百二条第四項
百六十三条第七項	割当て	条の契約割当て並びに第六十一	第百二条第三項
において準用する第二	て準用する第六十三条第一項		
第二百四十四条第六項	投資法人法第七十一条第十項におい	第六十三条第一項	第百二条第二項
百六十三条第三項	て準用する第三十一条第二項各号		
., .	投資法人法第六十七条第七項におい	第三十一条第二項各号	第百二条第一項
第二百四十四条第六項			定
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
	読替えは、次の表のとおりとする。	規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは	規定を準用する場合におけ
	時募集投資口について会社法第百二条の	法第七十五条第五項の規定において設立時募集投資口につい	第六十三条 法第七十五条第
		y る読替え)	募
	714 17779 1777	7 1	
	総投資主	総朱主	
		時監査役	
	設立時執行役員又は設立時監督役員	÷л.	
第二百四十四条第五項		及び第五十三条第一項	
十三条ノニ		立時取締役の負う義務	
において準用する第三		定により発起人又は設	
第二百四十四条第四項	第五十三条第一項	第五十二条第一項の規	第五十五条
第二百三十九条第七項		時監査役	四条
第二百三十九条第六項	設立時執行役員又は設立時監督役員	設立時取締役又は設立	第五十三条及び第五十
			定
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
第二百三十八条	衣のとおりとする。	合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	合における同法の規定に係
一項	法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場	第一項の規定において投資	第六十二条 法第七十五条第
第二百三十七条ノ四第		<u> </u>	(投資法人に関する読替え)
	1日 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	言 5 日 木 三	三条第三項
	设立持攻察主	投立寺朱主 	第八十三条及び第九十
一項及び第二項	親法人の投資主	親会社社員	第八十二条第四項

				v 1					$\mathcal{O}$														場		L			
		百六十三条第七項	において準用する第二	第二百四十四条第六項	百六十三条第三項	こおいて隼用する第二	第二百四十四条第六頁						第二百四十四条第六項	第二百四十四条第五項	十三条ノニ	において準用する第三	第二百四十四条第四頃	第二百三十九条第七項	第二百三十九条第六項			第二百三十八条	一項 三十	第二百三十七条ノ四第	第二百四条ノ二第三項	三項において準用する	第二百三十七条ノ三第	一項及び第二項
限会社法第二十八条第一では、一般のでは、これが、一会社が有限会になった。	裁判所	· 卡三		親会社	注 剂 行 子	去务 <b>省</b> 合	朱主	グルモノ) 於テ準用スル同項ニ掲	限会社法第四十一条二	有限会社ナルトキハ有	掲グルモノ(子会社ガ		子会社ノ	取締役		) 3 2	法務省令	株主	取締役	書	ノ及監査役ノ監査報告	取締役ノ提出シタルモ	,	<b>主</b> 数	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スレ営業丰度ノ夬	株主
請求	金融庁長官	ル親法人ヲ謂フ)	する法律第八十一条第一項ニ規定ス	親法人(投資信託及び投資法人に関	P립 게	<b>勺帽</b>	2000年				掲グルモノ	)	子法人(投資信託及び投資法人に関			F	<b>内閣府令</b>	投資主	執行役員			執行役員ノ提出シタルモノ	<b></b>	見约		11、一を見り	ヨリー再聞い	投資口ノ引受ヲ為シタル者

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)

次の表のとおりとする。
、) 及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、受員の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督

読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第八百四十九条第二項	監査役	監督役員又は清算監督人
第一号		
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二十	投資法人法第七十五条第一項におい
	条第五項、第四百二十	て準用する第五十五条
	四条(第四百八十六条	
	第四項において準用す	
	る場合を含む。)、第	
	四百六十二条第三項(	
	同項ただし書に規定す	
	る分配可能額を超えな	
	い部分について負う義	
	務に係る部分に限る。	
	)、第四百六十四条第	
	二項及び第四百六十五	
	条第二項	

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)

おける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 ついて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合に第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えに

定読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項	監査役	監督役員又は清算監督人
第一号		

2

(基準日等に関する読替え)

項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第六十六条 法第七十七条の三第三項の規定において基準日について会社法第百二十四条第二

																は、	除く	監督	
第二百四十一条第一項	三項第二百三十九条ノ四第		第二百四条ノ二第三項	二項において準用する	第二百三十九条ノ四第	第二百三十九条第五項	読み替える商法の規定	の規定を含む。)に係る技	者について商法の規定を準用する場合における同法の規定	4 法第七十三条第四項の担	第二百五十一条		第二百四十九条第一項				第二百四十七条第一項		
一株	株式	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	株主総会	総化	読み替えられる字句	に係る技術的読替えは、次の表の	中用する場合における同法	党定において投資法人が設	定款	取締役又ハ監査役	株主	株主ガ	定款	役	株主、取締役又ハ監査	簿ニ係ル請求)	一項ノ定款又ハ社員名
投資口一口	投資口			ヨリー年間ハ	創立総会	創立総会	読み替える字句	次の表のとおりとする。	の規定(当該規定において準用する同法	法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした	規約	執行役員又ハ監督役員	投資主	投資ロノ引受ヲ為シタル者ガ	規約	、執行役員又ハ監督役員	投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主		

(創立総会の招集の通知に係る電磁的方法)

- らない。

  「おい。」

  「はい。」

  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい
- 、この限りでない。
  、この限りでない。
  がありでない。
  ただし、当該投資口の引受けをした者が再び同項の規定による承諾をした場合はったときは、当該投資口の引受けをした者に対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはったときは、当該投資口の引受けをした者に対し、招集の通知を受けない旨の申出があした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があ

2	1	
去第七十七条の三第三章	第百二十四条第二項	定。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
頁の規定こおって受資主名簿	基準日株主	読み替えられる字句
(尊こついて合土去第5二十五条(第三頁	れ、又は記録されている投資主基準日において投資主名簿に記載さ	読み替える字句
	第	

とおりとする。
第三号を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の第三号を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の2 法第七十七条の三第三項の規定において投資主名簿について会社法第百二十五条(第三項

	定記	読み替えられる字句	読み替える字句
	第百二十五条第四項	親会社社員	親法人(投資法人法第八十一条第一
			項に規定する親法人をいう。以下こ
			の条において同じ。)の投資主
	第百二十五条第五項	親会社社員	親法人の投資主
ĺ.			

投資主名簿	株主名簿	第百二十六条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

(登録投資口質権者に対してする通知又は催告に関する読替え)

は、次の表のとおりとする。 催告について会社法第百五十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え第六十七条 法第七十七条の三第四項の規定において登録投資口質権者に対してする通知又は

投資主名簿	株主名簿	第百五十条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (投資口に関する読替え)

三十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第百三十二条及び第百

読み替え	える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定			

その規定の準用)(創立総会において執行役員及び監督役員の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法及び

諾を得なければならない。 資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投す三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定により同項に規定第三十九条の三 投資口の引受けをした者は、法第七十三条第四項において準用する商法第二

だし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。「同法第二百四条ノ二第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。たし、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対前項の規定による承諾を得た投資口の引受けをした者は、当該投資法人から書面又は電磁

2

資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。
て、前二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人が設立の際に発行する投用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合におい用するの規定は、法第七十三条第四項において商法第二百三十九条ノ四第二項において準

3

(創立総会における電磁的方法による議決権の行使等に係る電磁的方法の規定の準用)

主」とあるのは、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。 五項の規定を進用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の二中「投資第五十九条の四 第六十六条の二の規定は、法第七十三条第四項において法第九十二条の二第

は、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。 準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の三中「投資主」とあるの準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の三中 「投資主」とあるの第六十二条の三第六項の規定を

#### (設立企画人に関する読替え)

の表のとおりとする。 る同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合におけ

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句'
第百九十三条第一項、	会社	投資法人
第百九十四条及び第百		
九十五条		
第百九十六条において	株式	投資口

第百八十二条	第百八十一条第一項		第百八十条第三項	定記を持える会社法の規	準用する場合における同は	第七十条 法第八十一条の二	(投資口の併合に関する読替え)	第百五十四条	び第三項	第百五十三条第二項及	第百四十八条			第百四十七条第二項	第百四十六条第二項	定記み替える会社法の規	する場合における同法の関	第六十九条 法第七十九条	(投資口の質入れに関する読替え)	第百三十三条第二項				第百三十三条第一項	第百三十二条第三号			第百三十二条
数	登録株式質権者	株主総会	取締役	読み替えられる字句	伝の規定に係る技術的読替	一第二項の規定において同	が替え)	登録株式質権者	登録株式質権者	株券発行会社	株主名簿	株券発行会社その他	ず、株券発行会社	前項の規定にかかわら	株券発行会社	読み替えられる字句	する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、	界四項の規定において投資	○読替え)	株主名簿		主名簿	株主名簿記載事項を株	株式取得者	自己株式		主名簿	株主名簿記載事項を株
口数	登録投資口質権者	投資主総会	執行役員	読み替える字句	準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法第八十一条の二第二項の規定において同条第一項の場合について会社法の規定を		登録投資口質権者	登録投資口質権者	投資法人	投資主名簿	投資法人その他		投資法人	投資法人	読み替える字句	、次の表のとおりとする。	法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用		投資主名簿	総口数を投資主名簿	号に掲げる事項及び発行済投資口の	投資法人法第七十七条の三第一項各	投資口取得者	当該投資法人が有する自己の投資口	総口数を投資主名簿	号に掲げる事項及び発行済投資口の	投資法人法第七十七条の三第一項各

		7
		して変質に関ラーア多質
		ける第二百六十六条第 条第八項において準用
監督役員	監査役	準用する第二百六十八
投資主総会	株主総会	第百九十六条において
		条第八項
		準用する第二百六十八
投資法人	会社	第百九十六条において
		条第七項
投資主	株主	準用する第二百六十八
投資法人	会社	第百九十六条において
		条第六項
		準用する第二百六十八
投資法人	会社	第百九十六条において
第百九条第四項		条第五項
投資信託及び投資法人に関する法律	第二百六十六条第五項	準用する第二百六十八
投資法人	会社	第百九十六条において
		で
		条第二項から第四項ま
投資法人	会社	準用する第二百六十八
投資主	株主	第百九十六条において
		条第六項
		準用する第二百六十七
投資主	株主	第百九十六条において
		条第三項及び第四項
投資主	株主	準用する第二百六十七
投資法人	会社	第百九十六条において
		三項
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	する第二百四条ノ二第
	算期ニ関スル定時総会	条第二項において準用
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	準用する第二百六十七
投資主総会	株主総会	第百九十六条において
投資法人	会社	条第一項

#### (投資口の分割に関する読替え)

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。十三条第二項(第三号を除く。)及び第百八十四条の規定を準用する場合におけるこれらの第七十一条 法第八十一条の三第二項の規定において同条第一項の場合について会社法第百八

記録を表える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十三条第二項第	総数	総口数
一号	発行済株式(種類株式	発行済投資口
	発行会社にあっては、	
	第三号の種類の発行済	
	株式)	
第百八十四条第一項	株主名簿	投資主名簿
	同項第二号	前条第二項第二号
	数	
第百八十四条第二項	株主総会	投資主総会
	発行可能株式総数	発行可能投資口総口数
	数の	口数の

#### (募集投資口に関する読替え)

場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第七十二条 法第八十三条第九項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第二百四条第一項及び	数	口数
第三項		
第二百五条	総数	総口数
第二百六条	数に	口数に
第二百六条第一号	数	口数
第二百六条第二号	総数	総口数
	の数	の口数

## (募集投資口の引受けに関する読替え)

場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第七十三条法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する

2										
	条ノ三第一項	準用する第二百六十八	第百九十六条において	条ノ二第三項	準用する第二百六十八	第百九十六条において	項	条ノ二第一項及び第二	準用する第二百六十八	第百九十六条において
やいて投資法人が設立の際		株主	会社			株主			会社	株主
法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合につい		投資主	投資法人			投資主			投資法人	投資主

のとおりとする。
て商法第百九十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表で商法第百九十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合につい

第百九十八条	読み替える商法の規定
株式申込証	読み替えられる字句
投資口申込証	読み替える字句

(設立企画人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及十六条において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第第六十条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第七十五条において商法第百九

#### (投資口の質入れに関する読替え)

「る場合における司法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。」第六十一条「法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用す

る場合における同治の規気に使る技術自該権方に		心の君のとおりとする
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条	株券	投資証券
第二百八条	<b>換</b> 消却、併合、分割、転	払戻、併合、分割
	株主	投資主
第二百九条第一項	会社	投資法人
	株主名簿	投資主名簿
	株券ニ	投資証券ニ
	利益若ハ利息ノ配当	金銭ノ分配

	又は執行役)	
	社にあっては、取締役	一号
執行役員	取締役(委員会設置会	第二百十二条第一項第
て準用する第二百五条		
投資法人法第八十三条第九項におい	第二百五条	第二百十一条第一項
項に規定する銀行等をいう。)		
銀行等(投資法人法第七十一条第二	銀行等	第二百八条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

(投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え)

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

総投資主	総株主	第八百七十八条第一項
登録投資口質権者	登録株式質権者	び第六項第八百四十条第五項及
	以内)	
	力が生じた日から一年	
	ては、株式の発行の効	
	でない株式会社にあっ	第二号
六箇月以内	六箇月以内(公開会社	第八百二十八条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

(支払を求める訴えに関する読替え)

的読替えは、次の表のとおりとする。
条(第二項第二号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術「条第一項(第二号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて会社法第八百四十九第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十

的読替えは、次の表のとお	りとする。	
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項	監査役	監督役員又は清算監督人

				第二百九条第三項
旧株券	株券ノ交付	受クベキ株券	株主	会社
旧投資証券	投資証券ノ交付	受クベキ投資証券	投資主	投資法人

#### (投資主名簿に関する読替え)

合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。第六十二条法第八十二条第三項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場

合にまじる同法の規定に係	合にまける同法の規定に係る技術的読者えについてに	に一次の表のとおりとする
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	会社	投資法人
	株主ニ	投資主ニ
	株主ノ	投資主ノ
第二百二十四条第二項	株主	投資主
第二百二十四条第四項	株式申込人、株式引受	投資口ノ申込ヲ為サントスル者、投
	人、質権者又ハ端株主	資口ノ引受ヲ為シタル者又ハ質権者
第二百二十四条ノ二第	会社	投資法人
一項及び第二項	株主	投資主
第二百二十四条ノ二第	質権者又ハ端株主	質権者
三項		
第二百二十四条ノ三第	会社	投資法人
一項	配当	金銭ノ分配
	株主又ハ	投資主又ハ
第二百二十四条ノ三第	株主	投資主
二項		
第二百二十四条ノ三第	会社	投資法人
三項	定款	規約

(投資主に対する通知又は催告に係る電磁的方法及びその規定の準用)

的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に対し、法第八回前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁

# と博用する場合における質を見足に係る技術的売替さば、次の長のでおりまする。 前段の規定による定めをしたものを除く。)の投資証券について会社法第二百十七条の規定第七十六条 法第八十五条第三項の規定において投資法人(規約によって法第八十六条第一項(投資主が投資証券の所持を希望しない場合に関する読替え) 第一号

を準用する場合における当	ヨ該規定に係る技術的読替さ	えは、次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第二百十七条第二項	数(種類株式発行会社	四数
	にあっては、株式の種	
	類及び種類ごとの数)	

#### (投資証券に関する読替え)

第二百十七条第三項

株主名簿

投資主名簿

表のとおりとする。
及び第二百二十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の第七十七条 法第八十七条第二項の規定において投資証券について会社法第二百十九条第二項

-		
定記の替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項並	株券発行会社	投資法人
びに第二百二十条第一		
項及び第二項		

## (投資主総会の招集に関する読替え)

する。 条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと 第七十八条 法第九十条第三項の規定において投資主総会の招集について会社法第二百九十七

執行役員	取締役	第二百九十七条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (電磁的方法による通知の承諾等)

「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相第七十九条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において

は、この限りでない。
方法によってしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的

た者又は質権者」と読み替えるものとする。 前二項中「投資主」とあるのは、「投資口の申込みをしようとする者、投資口の引受けをし前二項中「投資主」とあるのは、「投資口の申込みをしようとする者、投資口の引受けをしる同法第二百二十四条第二項の規定はいて準用する場合について準用する。この場合において準用する前二項の規定は、法第八十二条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用す

3

#### (投資証券に関する読替え)

る。 慰定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとす規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えについて商法第二百二十六条ノニの前段の規定による定めをしたものを除く。)の投資証券について商法第二百二十六条ノニの第六十三条 法第八十三条第五項の規定において投資法人(規約をもって法第八十四条第一項

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条ノ二第	株主	投資主
一項	定款	規約
二項第二百二十六条ノ二第	株主名簿	投資主名簿
四項 第二百二十六条ノ二第	株主	投資主

#### (投資口の併合に関する読替え)

ずる場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用

	- 一等 ( ) // ( ) // 日言 // ( )	1000年(100年)
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十四条第三項	株券	投資証券
第二百十五条第一項	株券	投資証券
	株主及株主名簿	投資主及投資主名簿
第二百十五条第三項及	株券	投資証券
び第四項		
第二百十五条ノニ	株券ガ	投資証券ガ
第二百十六条第一項	旧株券	旧投資証券
	新株券	新投資証券

を得なければならない。を得なければならない。一般では一般では一般である。一般では一般である。一般では一般では一般である。一般では一般では一般では一般では一般である。

- 一 法第九十一条第二項(法第七十三条第四項において準用する場合を含む。
- 二 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第二項
- した場合は、この限りでない。 電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾を電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により

#### (投資主総会に関する読替え)

合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場

2

親法人(投資法人法第八十一条第一	親会社社員	第三百十八条第五項
	監査役会	
執行役員、監督役員	取締役、会計参与、監	第三百十六条第一項
	査役及び執行役	
執行役員及び監督役員	取締役、会計参与、監	第三百十四条
投資法人	取締役会設置会社	第三百十三条第二項
当該投資法人が有する自己の投資口	自己株式	第三百八条第二項
	一株	
総投資主	総株主	第三百八条第一項本文
	及び監査役)	
	社にあっては、取締役	
執行役員及び監督役員	取締役(監査役設置会	第三百七条第三項
		第二項
執行役員	取締役	第三百七条第一項及び
総投資主	総株主	第三百五条第四項
執行役員	取締役	第三百五条第一項本文
総投資主	総株主	第三百四条
執行役員	取締役	第三百三条第二項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)

とおりとする。
「百二十条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の第六十五条」法第八十六条第四項の規定において同条第一項及び第二項の場合について商法第

投資証券	株券	第二百二十条第四項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

(投資主総会の招集の請求に係る電磁的方法)

が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該執行役員磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該執行役員に対し、法第九十条前項の規定による承諾を得た監督役員は、当該執行役員から書面又は電磁的方法により電

(投資主総会の招集の通知に係る電磁的方法)

承諾を得なければならない。

承諾を得なければならない。

家投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による
該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に
以る招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当第六十五条の三 投資主総会を招集する者は、法第九十一条第二項の規定により電磁的方法に

規定による承諾をした場合は、この限りでない。 対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の対し、招集の通知を電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に 前項の規定による承諾を得た投資主総会を招集する者は、当該投資主から書面又は電磁的

(書面による議決権の行使に関する読替え)

は、次の表のとおりとする。いて商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面につ

読み替える商法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十九条第六	7.項 取締役	執行役員

(投資主総会における電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である)

# 資主 項に規定する親法人をいう。)の投

## (役員の解任の訴えに関する読替え)

第八十一条 的読替えは、次の表のとおりとする。 条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術 法第百四条第三項の規定において役員の解任の訴えについて会社法第八百五十四 2

数数	数	第二号
発行済投資口	発行済株式	第八百五十四条第一項
投資主総会の日	株主総会の日	
投資主総会に	株主総会に	第八百五十四条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (執行役員等に関する読替え)

第八十二条 を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百九条第五項の規定において執行役員について会社法第三百五十五条の規定 2

	読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
	定		
	第三百五十五条	株主総会	投資主総会
2	法第百九条第五項の規定	法第百九条第五項の規定において投資法人について会社法第三	て会社法第三百五十条の規定を準用す

場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 9る

サイルコル 言語 男の (有) 日本 (日本) 一日 (日本)	17. 打得自言者 2. 化二溴化二	
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第三百五十条	代表取締役その他の代	執行役員
	表者	

合に関する読替え) (業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあった場合の検査役及びその報告があった場

第八十三条 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 その報告があった場合について会社法第三百五十八条第四項及び第三百五十九条の規定を準 法第百十条第二項の規定において同条第一項の申立てがあった場合の検査役及び

定	読み替える会社法の規読み
	替えられる字句
	読み替える字句

#### 事項の提供に係る電磁的方法)

第六十六条の二 投資法人は、法第九十二条の二第五項の規定により同項に規定する事項を提 ならない。 供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に対し、 が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 一第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁 ただし、 法第九十二条の

# (投資主総会における議決権の行使に係る電磁的方法)

第六十六条の三 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、 ならない。 投資主は、 法第九十二条の二第六項の規定により同項に規定する事項を提供

法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、 の二第六項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 前項の規定による承諾を得た投資主は、 当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁 当該投資法人に対し、 ただし 当該投資

# (電磁的方法による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条の四 事項が記録された電磁的記録について商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合にお ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第九十二条の二第九項の規定において同条第六項の規定により提出された

第二百三十九条第六項	読み替える商法の規定
取締役	読み替えられる字句
執行役員	読み替える字句

#### (投資主総会に関する読替え)

第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場 えは、 合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替 次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十二条ノ二第	取締役	執行役員
一項		

_																			第													
				第三百八十六条第一項	第三百八十五条第二項		第三百八十五条第一項		第三百八十四条	第三百八十一条第四項					第三百八十一条第三項	第三百五十五条	定記記み替える会社法の規	合における同法の規定に係る技術的読替えば、	第八十四条 法第百十一条等	(監督役員に関する読替え)					第三百五十九条第三項		第三百五十九条第二項	第一号	第三百五十九条第一項	第三百五十九条第一項		第三百五十八条第四項
取締役	監査役設置会社	第三百六十四条	、第三百五十三条及び	第三百四十九条第四項	取締役	監査役設置会社	取締役	株主総会	取締役	子会社	その子会社			社	監査役設置会社の子会	株主総会	読み替えられる字句	1	<sup>第三項の規定において監督</sup>			株主総会	及び監査役)	社にあっては、取締役	取締役(監査役設置会	株主総会	取締役		株主総会	取締役		子会社
執行役員	投資法人		準用する第三百四十九条第四項	投資法人法第百九条第五項において	執行役員	投資法人	執行役員	投資主総会	執行役員	子法人	その子法人		をいう。以下この条において同じ。	十七条の二第一項に規定する子法人	投資法人の子法人(投資法人法第七	投資主総会	読み替える字句	次の表のとおりとする。	法第百十一条第三項の規定において監督役員について会社法の規定を準用する場			投資主総会			執行役員及び監督役員	投資主総会	執行役員		投資主総会	執行役員	第一項に規定する子法人をいう。)	子法人(投資法人法第七十七条の二
		第二百三十八条	一項	第二百三十七条ノ四第		第二百四条ノ二第三項	三項において準用する	第二百三十七条ノ三第	第二百四条ノ二第二項	三項において準用する	第二百三十七条ノ三第		第二百三十七条ノニ	第百八十四条第二項	三項において準用する	第二百三十七条ノ二第	三項三十七条ノ二第	第二百三十七条第四項	第二百三十七条第三項	第二百三十七条第一項	第二百三十六条	第二百三十三条		第二百四条ノ二第三項	三項において準用する	第二百三十二条ノ二第	第二百四条ノ二第二項	三項において準用する	第二百三十二条ノ二第		二項	第二百三十二条ノ二第
書	ノ及監査役ノ監査報告	取締役ノ提出シタルモ		定款	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	会社			会社	株主	取締役及監査役			取締役及監査役	取締役	会社	株主	取締役	株主	定款	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	会社			会社	定款	取締役	株主
	査人ノ監査報告書	執行役員ノ提出シタルモノ及会計監		規約			ヨリー年間ハ	投資法人			投資法人	投資主	執行役員及監督役員			執行役員及監督役員	執行役員	投資法人	投資主	執行役員	投資主	規約			ヨリー年間ハ	投資法人			投資法人	規約	執行役員	投資主

曷ブレニノ	易ブレミハ(子会士げ			なされた日を含む。)	
子法人ノ	子会社ノ	第二百四十四条第六項		決議があったものとみ	
執行役員	取締役	第二百四十四条第五項		規定により取締役会の	
		十三条ノニ	役員会の日	取締役会の日(前条の	第三百七十一条第一項
		において準用する第三			定
内閣府令	法務省令	第二百四十四条第四項	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
投資法人又ハ親法人ノ投資口	会社又ハ親会社ノ株式				る。
ヲ謂フ以下同ジ)又ハ子法人			る技術的読替えは、次の表のとおりとす	の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは	く。)の規定を準用する場
)及子法人(同項ニ規定スル子法人			いて会社法第三百七十一条(第三項を除	項の規定において投資法人につ	2 法第百十五条第一項の知
項ニ規定スル親法人ヲ謂フ以下同ジ				及び監査役)	
資法人に関する法律第八十一条第一	又ハ子会社			社にあっては、取締役	
投資法人、親法人(投資信託及び投	会社、親会社及子会社	第二百四十一条第三項	執行役員及び監督役員	役	第三百六十八条第二項
投資口	株式			締役及び各監査役)	
投資法人	会社	第二百四十一条第二項		会社にあっては、各取	
投資口一口	一株		各執行役員及び各監督役員	各取締役(監査役設置	第三百六十八条第一項
各投資主	各株主	第二百四十一条第一項			定
投資法人	会社		読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
投資口	株式	三項	えは、次の表のとおりとする。	を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	を準用する場合における光
投資主	株主	第二百三十九条ノ四第	法第百十五条第一項の規定において役員会について会社法第三百六十八条の規定	第一項の規定において役員	第八十五条 法第百十五条符
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	第二百四条ノ二第三項		2	(役員会等に関する読替え)
	算期ニ関スル定時総会	二項において準用する			
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	第二百三十九条ノ四第	する第八百五十条第二項		
投資法人	会社	一項	投資法人法第百十六条において準用	第八百五十条第二項	
投資主	株主	第二百三十九条ノ四第	執行役員	取締役	
投資主	株主	第二百三十九条第七項	する第八百四十九条第三項		
執行役員	取締役	第二百三十九条第六項	投資法人法第百十六条において準用	第八百四十九条第三項	第二号
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	百四条ノ二第三項	投資法人	監査役設置会社	第三百八十六条第二項
	算期ニ関スル定時総会	において準用する第二	執行役員	取締役	
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	第二百三十九条第三項	する第八百四十七条第一項		
投資法人	会社	及び第五項	投資法人法第百十六条において準用	第八百四十七条第一項	第一号
投資主	株主	第二百三十九条第二項	投資法人	監查役設置会社	第三百八十六条第二項
ル投資ロヲ有スル投資主	数ヲ有スル株主		投資法人を	監査役設置会社を	
発行済投資ロノ総口数ノ過半数ニ当	総株主ノ議決権ノ過半		準用する第三百四十九条第四項		
規約	定款	第二百三十九条第一項	投資法人法第百九条第五項において	第三百匹十九条第匹項	第三百八十六条第二項

	えて適用する第二項の	
第二項の	第三項において読み替	
法人をいう。)		
第七十七条の二第一項に規定する子		
親法人若しくは子法人(投資法人法	親会社若しくは子会社	
	号	
	えて適用する第二項各	
第二項各号	第三項において読み替	第三百七十一条第六項
の条において同じ。)の投資主		
項に規定する親法人をいう。以下こ		
親法人(投資法人法第八十一条第一	親会社社員	第三百七十一条第五項
議事録	議事録等	
役員	役員又は執行役	第三百七十一条第四項
		各号
議事録	議事録等	第三百七十一条第二項
	等」という。)	
	の条において「議事録	
	は電磁的記録(以下こ	
	は記録した書面若しく	
	表示を記載し、若しく	
議事録	議事録又は前条の意思	

(投資法人の会計監査人に関する読替え)

三百九十六条第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読第八十六条 法第百十五条の二第四項の規定において投資法人の会計監査人について会社法第

替えは、次の表のとおりとする。	こする。	
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第三百九十六条第三項	子会社に	子法人(投資法人法第七十七条の二
		第一項に規定する子法人をいう。以
		下この条において同じ。)に
	その子会社	その子法人
第三百九十六条第四項	子会社	子法人

第二百五十一条			第二百四十九条第一項	九条第二項	において準用する第百	第二百四十七条第二項			第二百四十七条第一項						百六十三条第七項	において準用する第二	第二百四十四条第六項	百六十三条第三項	において準用する第二	第二百四十四条第六項				
定款	取締役又ハ監査役	会社	株主			会社	定款	取締役又ハ監査役	株主	簿ニ係ル請求)	一項ノ定款又ハ社員名	限会社法第二十八条第	社ナル場合ニ於テハ有	請求(子会社ガ有限会	裁判所	株主	親会社		法務省令	株主及会社	グルモノ)	於テ準用スル同項ニ掲	限会社法第四十一条ニ	有限会社ナルトキハ有
規約	執行役員又ハ監督役員	投資法人	投資主			投資法人	規約	執行役員又ハ監督役員	投資主					請求	金融庁長官	投資主	親法人		内閣府令	投資主及投資法人				

(投資主の提案等に係る電磁的方法の規定の準用)

をした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。
おいて準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受ける三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合にお第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七条第二項、第二百三十七条ノ三第三項及び第二第六十七条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第九十四条第一項において商

(投資主総会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法)

## (会計監査人の責任に関する読替え)

技術的読替えは、次の表のとおりとする。
て会社法第四百二十七条(第三項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る第八十七条 法第百十五条の六第十二項の規定において会計監査人の同条第一項の責任につい

أملما					Entra		است
第四百二十七条第四項					第四百二十七条第二項	定	読み替える会社法の規
株主総会	の他の使用人	は執行役又は支配人そ	業務執行取締役若しく		子会社		読み替えられる字句
投資主総会			執行役員	第一項に規定する子法人をいう。)	子法人(投資法人法第七十七条の二		読み替える字句

# (役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)

けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 四十九条 (第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準用する場合にお第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法第八百

1/2   1/3   1/		**   **   **   **   **   **   **   *
5 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	い部分について負う義 の一般のではいて準用する場合を含む。)、第 の一個ではいて準用する場合を含む。)、第 の一個ではいて準用する場合を含む。)、第 の一個ではいて準用する分配可能額を超えなる分配可能額を超えなる。 の一個ではいて準用する分配可能額を超えなる分配可能額を超えなる。	六条の二第三項第百十五条の六

を得なければならない。

三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資工十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定す第六十七条の三 投資主又はその代理人は、法第九十四条第一項において準用する商法第二百

し、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただ、法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し前項の規定による承諾を得た投資主又はその代理人は、当該投資法人から書面又は電磁的

2

#### (執行役員に関する読替え)

における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合

	有スル者	
	端株主及新株予約権ヲ	
投資主及投資法人ノ債権者	株主、会社ノ債権者、	第二百六十三条第二項
ト異ナル場合		
ヲ謂フ) ノ営業所ガ投資法人ノ本店		
二項ニ規定スル名義書換事務受託者		
投資法人に関する法律第七十九条第	タル場合	第三号
名義書換事務受託者(投資信託及び	名義書換代理人ヲ置キ	第二百六十三条第一項
本店	本店及支店	第二百五十八条第二項
規約	定款	第二百五十八条第一項
投資主総会	株主総会	
規約	定款	第二百五十七条第三項
投資法人	会社	
投資主総会	株主総会	第二百五十七条第一項
投資法人	会社	
規約	定款	第二百五十四条ノニ
投資法人	会社	第二百五十四条第三項
投資法人	合名会社	第七十八条第二項
投資法人ノ	会社ノ	第七十八条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)

用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準第八十九条 法第百十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについ

	•	
記録を考える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第一号	監査役	監督役員又は清算監督人
第八百五十条第四項	条第五項、第四百二十第五十五条、第百二十	て準用する投資法人法第百十五条の投資法人法第百十九条第三項におい
	四条(第四百八十六条	六第二項
	第四項において準用す	
	る場合を含む。)、第	
	四百六十二条第三項(	
	同項ただし書に規定す	
	る分配可能額を超えな	
	い部分について負う義	
	務に係る部分に限る。	
	)、第四百六十四条第	
	二項及び第四百六十五	
	条第二項	

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第九十条 法第百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 について会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合第九十一条 法第百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による支払を求める訴え

定読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第一号第八百四十九条第二項	監査役	監督役員又は清算監督人

去育し上し条第一頁の見官には、C 去育百七十六条第三頁には、C 準月十分前去育七十二	見とこの、こ去等目に上い	2 長育も上も育一頁の日
	簿ニ係ル請求)	
	一項ノ定款又ハ社員名	
	限会社法第二十八条第	
	社ナル場合ニ於テハ有	
請求	請求(子会社ガ有限会	
フ =		
子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂	子会社ニ	
投資主	株主	
ル親法人ヲ謂フ)		
する法律第八十一条第一項ニ規定ス		
親法人(投資信託及び投資法人に関	親会社	第二百六十三条第七項
	原簿若ハ社債原簿	
投資主名簿及投資法人債原簿	株主名簿、新株予約権	
	株原簿	
	原簿、社債原簿若ハ端	第二号
投資主名簿及投資法人債原簿	株主名簿、新株予約権	第二百六十三条第三項
投資主及投資法人	株主及会社	第二百六十三条第三項
投資法人	会社	

| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。【表】 | 条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する | 注算力十九条第一項の規定に求いて決算百分十六条第三項において進用する商法算六十七

(監督役員に関する読替え)

第七十条ノニ

会社

投資法人

同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第六十九条 法第百四条の規定において監督役員について商法の規定を準用する場合における

				一項	第一	
				乜	一百七十四条ノ三第	読み替える商法の規定
子会社ノ		子会社ニ			親会社	読み替えられる字句
子法人ノ	フ以下此ノ条ニ於テ同ジ)ニ	子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂	ル親法人ヲ謂フ)	する法律第八十一条第一項ニ規定ス	親法人(投資信託及び投資法人に関	読み替える字句

# (計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

## (計算書類等の閲覧等に関する読替え)

とおりとする。
「百四十二条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の百四十二条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告について会社法第四第九十三条 法第百三十二条第二項の規定において同条第一項の計算書類、資産運用報告及び

資主		
米第	親会社社員	第四百四十二条第四項
読み替える字句	読み替えられる字句	定読み替える会社法の規

#### (金銭の分配に関する読替え)

登録投資口質権者	登録株式質権者	
投資主名簿	株主名簿	第四百五十七条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (投資法人債等に関する読替え)

第九十五条 法第百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合におけ

二項第二百七十四条ノ三第	子会社	子法人
第二百七十五条	取締役	執行役員
	株主総会	投資主総会
	定款	規約
第二百七十五条ノ二第	取締役	執行役員
一項	会社	投資法人
	定款	規約
第二百七十五条ノ二第	取締役	執行役員
二項		
•		

# (役員会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

定を準用する場合について準用する。 第六十九条の二 第六十五条の二の規定は、法第百六条第四項において法第九十条第三項の規

#### (役員会に関する読替え)

執行役員又ハ監督役員	取締役又ハ監査役	項
投資法人ノ債権者	会社ノ債権者	第二百六十条ノ四第六
執行役員	取締役	第二百六十条ノ四第五
内閣府令	法務省令	三十三条ノ二 項において準用する第 第二百六十条ノ四第四
執行役員及監督役員	取締役及監査役	第二百六十条ノ四第三
規約	定款	9年 第二百六十条ノ二第一
執行役員及監督役員	取締役及監査役	第二百五十九条ノニ
規約	定款	
各執行役員及各監督役員	各取締役及各監査役	第二百五十九条ノニ
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 る投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を

	<b>推資治力信順為言事事工</b>		
1	交資去人責事第己或事頁	土責京奪己或事頁	
第	投資法人債発行法人は	社債発行会社は	第六百九十条第一項
	無記名投資法人債	無記名社債	第六百八十八条第三項
第	主道注)伯多不注)	· 有多名名	及び第二項
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	土責名丁<土	育にヨし上した育一頁
売			
する	第百三十九条の十第二項において準	第七百二十条第一項	第六百八十五条第五項
つい			、第三項及び第四項
2	投資法人債発行法人	社債発行会社	第六百八十五条第一項
<u> </u>	親法人の投資主	親会社社員	第六百八十四条第五項
第	の条において同じ。)の投資主		
=	項に規定する親法人をいう。以下こ		
第	親法人(投資法人法第八十一条第一	親会社社員	
<u> </u>	投資法人債発行法人	社債発行会社	第六百八十四条第四項
第			から第三項まで
頁	投資法人債発行法人	社債発行会社	第六百八十四条第一項
に		下同じ	
第		務を行う者をいう。以	
第		の社債原簿に関する事	
	投資主名簿等管理人をいう	作成及び備置きその他	
第	百六十六条第二項第八号に規定する	に代わって社債原簿の	
第	投資主名簿等管理人(投資法人法第	社債原簿管理人(会社	第六百八十三条
			及び第三項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第六百八十二条第二項
第	投資法人債原簿記載事項	社債原簿記載事項	
か	投資法人債発行法人	社債発行会社	
第	無記名投資法人債	無記名社債	第六百八十二条第一項
読	無記名投資法人債	無記名社債	第六百八十一条第四号
替え	投資法人債原簿記載事項	社債原簿記載事項	第六百八十一条
場合	募集投資法人債	募集社債	第六百八十条
第七十			定
(執	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
	<b>準月する場合における同注の規定に得る打術的語権方に一辺の表のとおりとする</b>	はの規定に係る技術的影響	準用する場合に まける 同語

会社ノ本店
投資法人ノ本店

執行役員及び監督役員に関する読替え)

合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読 えは、次の表のとおりとする。 十一条 法第百十条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する

投資主総会	株主総会	第二百六十七条第二項
投資法人	会社	
投資主	株主	
投資口	株式	第二百六十七条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
次の表のとおりとする。	に係る技術的読替えは、	する同法の規定を含む。)
おける当該規定(当該規定において準用	て商法第二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定	ついて商法第二百六十七名
法第百十条の規定において法第百九条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任に	いて法第百九条第一項の規	2 法第百十条の規定におい
投資主	株主	一項
投資法人	会社	第二百六十八条ノ三第
		三項
投資主	株主	第二百六十八条ノ二第
投資法人	会社	一項及び第二項
投資主	株主	第二百六十八条ノ二第
		百六十六条第九項
監督役員	監査役	において準用する第二
投資主総会	株主総会	第二百六十八条第八項
投資法人	会社	第二百六十八条第八項
投資主	株主	
投資法人	会社	第二百六十八条第七項
投資法人	会社	第二百六十八条第六項
第百九条第四項		
投資信託及び投資法人に関する法律	第二百六十六条第五項	
投資法人	会社	第二百六十八条第五項
投資法人	会社	から第四項まで
投資主	株主	第二百六十八条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

35

条	七条第一項及び第七百	九十六条、第六百九十	六百九十五条、第六百	百九十四条第一項、第	第六百九十三条、第六	第六百九十一条第三項		第六百九十一条第一項	第六百九十条第二項	号	第六百九十条第一項各
					社債発行会社	無記名社債	社債原簿記載事項	社債発行会社	無記名社債		社債発行会社
					投資法人債発行法人	無記名投資法人債	投資法人債原簿記載事項	投資法人債発行法人	無記名投資法人債		投資法人債発行法人

### (投資法人債管理者に関する読替え)

定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第九十六条 法第百三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規

定を準用する場合における	る同法の規定に係る技術的詩	定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えば、次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第七百十条第二項	社債発行会社が	投資法人債発行法人が
	社債発行会社について	投資法人債発行法人について
第七百十条第二項各号	社債発行会社	投資法人債発行法人
第七百十一条第一項、	社債発行会社	投資法人債発行法人
第七百十二条、第七百		
十三条並びに第七百十		
四条第一項、第二項及		
び第四項		

## (投資法人債権者集会等に関する読替え)

者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権第九十七条 法第百三十九条の十第二項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合

の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		

3					
法第百十条の規定におい	第二百六十七条第六項	及び第四項	第二百六十七条第三項		百四条ノ二第三項
て投資法人につい	株主	株主	会社	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会
て商法第二百七十二条の規定を準用する場合に	投資主	投資主	投資法人		

おける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百十条の規定において投資法人について商法第二百七十二条の規定を準用する場合に

4					
法第百十条の規定において				第二百七十二条	読み替える商法の規定
いて監督役員について商法第二	株主	株式	定款	取締役	読み替えられる字句
1第二百七十五条ノ四の規定を準用する場	投資主	投資口	規約	執行役員	読み替える字句

合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百十条の規定において監督役員について商法第二百七十五条ノ四の規定を準用する場

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五条ノ四	会社	投資法人
	取締役	執行役員

用) (執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準

項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二規定を準用する場合について準用する。この場合において準用する同法第二百四条ノ二第二項の第七十一条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百十条第一項及び第百十三

## (一般事務受託者に関する読替え)

定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えば、次の表のとおりとする。受託者の責任について商法第二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定(当該規第七十二条 法第百十三条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務

		第二百六十七条第一項	読み替える商法の規定
会社	株主	株式	読み替えられる字句
投資法人	投資主	投資口	読み替える字句

	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百四十条第三項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百三十九条
	代表投資法人債権者	代表社債権者	第七百三十八条
	代表投資法人債権者	代表社債権者	
	第七百八条		
	並びに同条第八項において準用する	、第七百八条	第七百三十七条第二項
			百三十七条第一項
			及び第三項並びに第七
	代表投資法人債権者	代表社債権者	第七百三十六条第一項
			第七百三十五条
			三十三条第一号並びに写及び第三項、第七百
			· —
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百二十九条第二項
	において準用する第七百七条		
- 1	投資法人法第百三十九条の九第八項	第七百七条	
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百二十九条第一項
	無記名投資法人債	無記名社債	第七百二十三条第三項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百二十三条第二項
	前項	同項	
	投資法人債権者集会参考書類	社債権者集会参考書類	第七百二十一条第四項
	投資法人債権者集会参考書類	社債権者集会参考書類	
	無記名投資法人債	無記名社債	第七百二十一条第三項
	书道学 人们村里在美国营事 電樂	不有本言生言言言	
	兄又なずたし、青年音・長くて今~71111月	土責権的長公分号書項	第七百二十一条第一頁 て第五項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百二十条第四項及
	前項の書面	同項の書面	第七百二十条第二項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百二十条第一項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	
	無記名投資法人債	無記名社債	第七百十八条第四項
			項及び第二項
			びに第七百十八条第一
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百十七条第二項並

	2							
おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法第百十三条第三	第二百六十七条第六項	及び第四項	第二百六十七条第三項		百四条ノ二第三項	において準用する第二	第二百六十七条第二項
(術的読替えは、次の表の)	二項の規定において一般事務受託	株主	株主	会社	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	株主総会
とおりとする。	一般事務受託者について商法の規定を準用する場合に	投資主	投資主	投資法人			ョリー年間ハ	投資主総会

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八条第二項	株主	投資主
から第四項まで	会社	投資法人
第二百六十八条第五項	会社	投資法人
	第二百六十六条第五項	投資信託及び投資法人に関する法律
		第百九条第四項
第二百六十八条第六項	会社	投資法人
第二百六十八条第七項	会社	投資法人
	株主	投資主
第二百六十八条第八項	会社	投資法人
第二百六十八条第八項	株主総会	投資主総会
において準用する第二	監査役	監督役員
百六十六条第九項		
第二百六十八条ノ二第	株主	投資主
一項及び第二項	会社	投資法人
第二百六十八条ノ二第	株主	投資主
三項		
第二百六十八条ノ三第	会社	投資法人
一項	株主	投資主

#### 会計監査人に関する読替え)

_	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法令の規定
る <b> </b> :	それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	それぞれ同表の下欄の字	表の中欄に掲げるものは、
項	次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同	この場合において、次の表	社債権者集会とみなす。こ
2	苦、社債券、社債管理者、社債原簿又は	株主、社債権者、代表社債権者、	に規定する株式会社、株子
	投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法	<b>唑者、投資法人債原簿又は</b>	法人債券、投資法人債管理
	投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資	投資法人、投資主、投資	の規定の適用については、
	)とし、投資法人債に係るこれらの法令	(昭和十七年勅令第四百九号)	び社債等登録法施行令(四
	等登録法(昭和十七年法律第十一号)及	年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法	する件(大正十一年勅令第
	信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関	及び有価証券の信託財産表	第六十二号)、信託業法及
	第五十一号)、信託法(大正十一年法律	及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)	。)及び担保付社債信託法
	三十八年法律第五十二号。同法第二十三条、第二十四条第二項及び第八十二条第二項を除く	同法第二十三条、第二十	三十八年法律第五十二号。
ı	定める法令は、担保付社債信託法(明治	法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、	第九十八条 法第百三十九条
		Pの適用)	(投資法人債に関する法令の適用)
	代表投資法人債権者	代表社債権者	第八百六十五条第三項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	第七百四十二条
			及び第三項
	代表投資法人債権者	代表社債権者	第七百四十一条第二項
	投資法人債発行法人	社債発行会社	
	代表投資法人債権者	代表社債権者	第七百四十一条第一項
含		する	
~ て		管理者を含む。)」と	
第七		合にあっては当該社債	
		、社債管理者がある場	
_		とができるものに限り	
		により異議を述べるこ	
		る債権者(同項の規定	
		とあるのは「知れてい	
		きるものに限る。)」	
		異議を述べることがで	
ı		者(同項の規定により	
		項中「知れている債権	
		項及び第八百十条第二	
	する	、第七百八十九条第二	

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)

て商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を 七十四条 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口につい

	所ヲ株主名簿ニ記載又	
	キハ質権者ノ氏名及住	
	ル旨ノ定款ノ定アルト	
トキ	トキ(株券ヲ発行セザ	第二百九条第一項
投資証券ニ	株券二	三項において準用する
投資主名簿	株主名簿	第二百八十条ノ十八第
		一項及び第二項
上 原	株主	第二百八十条ノ十八第
		三項
投資証券ガ	株券ガ	第二百八十条ノ十七第
投資主及投資主名簿	株主及株主名簿	二項
投資証券	株券	第二百八十条ノ十七第
執行役員	発起人	第百七十六条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
930	でえは、次の表のとおりとする。	含む。)に係る技術的読替えは

法第百二十三条第一項の規定において執行役員について商法第百七十五条第四項から第八

利益若ハ利息ノ配当 ハ記録シタルトキ)

金銭ノ分配

項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす 読み替える商法の規定 読み替えられる字句 読み替える字句

第十号 担信法第十九条第一項		担信法第四条
会社法第六百九十八条	四川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田	一 動産質 二条 二条 二条
第百三十九条の七において準用する投資信託及び投資法人に関する法律		一 証書アル債権質   日 証書アル債権質   日 証書アル債権質   日 正書アル債権質   日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
第二	- 4 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第第第第

3						
法第百二十三条第一項の	第百七十五条第八項		第百七十五条第七項	第百七十五条第六項	び第五項	第百七十五条第四項及
の規定において投資法人が	株式申込証	株式申込人	株式申込証	株式申込証	株式申込人	株式申込証
項の規定こおいて投資法人が成立後こ発行する投資口の発行価額の払	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サントスル者	投資口申込証	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サントスル者	投資口申込証

替えは、次の表のとおりとする。みについて商法第百七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払

+		
去第百二十三条第一項®	第百七十七条第二項	読み替える商法の規定
の規定 こおいて 投資 生人が	株式申込証	読み替えられる字句
成立後に発行する投資口の引受けをし	投資口申込証	読み替える字句

投資信託及び投資法人に関する法律	第二百六十六条第五項	第二百八十条ノ十一第
		二項から第四項まで
		びに第二百六十八条第
		、第四項及び第六項並
		第二百六十七条第三項
		二項において準用する
投資主	株主	第二百八十条ノ十一第
		百四条ノ二第三項
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	において準用する第二
	算期ニ関スル定時総会	第二百六十七条第二項
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	二項において準用する
投資主総会	株主総会	第二百八十条ノ十一第
		第二百六十七条第一項
投資主	株主	二項において準用する
投資口	株式	第二百八十条ノ十一第
		一項
執行役員	取締役	第二百八十条ノ十一第
		項
投資主	株主	第二百八十条ノ九第一
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

<b>余</b>		第二項	項第一号
Ī		会社法第七百三十七条	担信法第三十四条第一
立企	用する会社法第七百三十七条第一項		
第七	第百三十九条の十第二項において準	第一項	項
第七十	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百三十七条	担信法第三十四条第一
(ji	用する会社法第七百三十一条第一項		
	第百三十九条の十第二項において準	第一項	項
立企	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百三十一条	担信法第三十三条第一
第五	用する会社法第七百二十四条第一項		
第七十	第百三十九条の十第二項において準	第一項	
(ji	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百二十四条	担信法第三十二条
Г		項	
<u> </u>	第一項並びに第七百三十一条第三項	に第七百三十一条第三	
第	七百二十条第一項、第七百二十九条	百二十九条第一項並び	
読	第七百十八条第一項及び第四項、第	百二十条第一項、第七	
は、	用する会社法第七百十七条第二項、	一項及び第四項、第七	
つい	第百三十九条の十第二項において準	二項、第七百十八条第	
5	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百十七条第	担信法第三十一条
第	会社法第六百八十一条各号		
三	第百三十九条の七において準用する	各号	
び	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第六百八十一条	担信法第二十八条
第		すべき事項)	
<u></u>		一項の規定により記載	
第		同法第二百九十二条第	
百		付社債券にあっては、	
に	により記載すべき事項	約権付社債に係る担保	
第	会社法第六百九十七条第一項の規定	載すべき事項(新株予	
<u></u>	第百三十九条の七において準用する	第一項の規定により記	
	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第六百九十七条	担信法第二十六条
第	第百三十九条の四第一項各号	第一項各号	項
<u></u>	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第六百七十七条	担信法第二十四条第一
第	第百三十九条の九第四項第二号	項第二号	第十一号
e.e.l	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百六条第一	担信法第十九条第一項
	会社法第六百九十八条		

5															
第二百八十条ノ十二	三第一項	びに第二百六十八条ノ	第二百六十八条ノ二並	二項において準用する	第二百八十条ノ十一第	百六十六条第九項	において準用する第二	第二百六十八条第八項	二項において準用する	第二百八十条ノ十一第	第二百六十八条第七項	二項において準用する	第二百八十条ノ十一第	第二百六十八条第五項	二項において準用する
株主					株主				監査役	株主総会			株主		
					投資主				監督役員	投資主総会			投資主		第百九条第四項

第二百八十条ノ十五第 読み替える商法の規定 読み替えられる字句 いて商法第二百八十条ノ十五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効に 次の表のとおりとする。 役 株 主、 取締役又ハ監査 投資主、執行役員又ハ監督役員 読み替える字句

追加発行の際の投資口申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

項

企画人」とあるのは、「執行役員」と読み替えるものとする。 五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、 十四条の二 第五十八条の二の規定は、法第百二十三条第一項において商法第百七十五条 第五十八条の二中「設

追加発行の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

企画人」とあるのは、 七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、 十四条の三 第五十八条の三の規定は、法第百二十三条第一項において商法第百七十五条 一執行役員」と読み替えるものとする。 第五十八条の三中「設

不公正な価額で投資口を引き受けた者に対する支払いを求める訴えの提起の請求に係る電

_			
	二十三条第三項 六号)第七百十八条第四項及第七百	二十三条第三項	
	スル会社法(平成十七年法律第八十	十八条第四項及第七百	
	第百三十九条の十第二項ニ於テ準用	律第八十六号)第七百	六十二条第一項
	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法(平成十七年法	社債等登録法施行令第
	スル会社法第七百四十一条第三項		
	第百三十九条の十第二項ニ於テ準用	第三項	項
	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百四十一条	担信法第九十二条第三
	スル会社法第七百四十一条第一項		
第十	第百三十九条の十第二項ニ於テ準用	第一項	項
1	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百四十一条	担信法第九十二条第一
	スル会社法第七百四十一条第三項		
	第百三十九条の十第二項ニ於テ準用	第三項	項
	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百四十一条	担信法第九十一条第三
	スル会社法第七百四十一条第一項		
2	第百三十九条の十第二項ニ於テ準用	第一項	項
<u> </u>	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百四十一条	担信法第九十一条第一
	スル会社法第七百七条		
	第百三十九条の九第八項ニ於テ準用		項
第七	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百七条	担信法第八十九条第二
		得	
		行ノ申立ヲ為スコトヲ	
第七		シ又ハ企業担保権ノ実	
		保権ノ実行ノ申立ヲ為	
		ニ付強制執行ヲ為シ担	
		アル正本ニ基キ担保物	項
	担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得	付与セラレタル執行力	担信法第八十三条第一
	用する会社法第七百三十六条第一項		
	第百三十九条の十第二項において準	第一項	項
第七	投資信託及び投資法人に関する法律	会社法第七百三十六条	担信法第三十四条第二
	用する会社法第七百三十七条第二項		

読み替えるものとする。 第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」とる同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用す七十四条の四 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百二十三条第一項において

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

七十五条 法第百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(払戻しの請求に係る電磁的方法)

らない。の用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなの用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、そ七十五条の二 投資主は、法第百二十四条第四項の規定により同項に規定する事項を提供し

人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該投資法的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第百二十四的方法による承諾を得た投資主は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む第七十六条 法第百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商

장l	第		百	l.T.	第			第	蒜	]
及び第四項	完二百六十七条第三項		百四条ノ二第三項	において準用する第二	完二百六十七条第二項			完二百六十七条第一項	読み替える商法の規定	
株主	会社	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	株主総会	会社	株主	株式	読み替えられる字句	
投資主	投資法人			ヨリー年間ハ	投資主総会	投資法人	投資主	投資口	読み替える字句	

第九十九条

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

法第百四十一条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について会社

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。法第百十六条第五項から第七項まで及び第百十七条の規定を準用する場合におけるこれらの法第百十六条第五項から第七項まで及び第百十七条の規定を準用する場合におけるこれらの

	いう。以下同じ。)	
	定めがある株式会社を	
	を発行する旨の定款の	
	類の株式)に係る株券	
	にあっては、全部の種	
	式(種類株式発行会社	
投資法人	株券発行会社(その株	第百十七条第六項
		三項及び第五項
投資口買取請求	株式買取請求	第百十七条第一項、第
投資口買取請求	株式買取請求	
約の変更		
投資法人法第百四十一条第一項の規	第一項各号の行為	第百十六条第七項
投資口買取請求	株式買取請求	第百十六条第六項
	類及び種類ごとの数)	
	にあっては、株式の種	
口数	数(種類株式発行会社	
投資口買取請求	株式買取請求	第百十六条第五項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

(吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
法第七百八十五条第五項から第七項まで及び第七百八十六条の規定を準用する場合における第百条 法第百四十九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社

第七百八十五条第五項	スを持ちられる。これでは、大買取請求	対数   対数   対数   対数   対数   対数   対数   対象   対象
第七百八十五条第五項	式買	口買
	頁朱弋圣亍	立文
	数 (科类材 n 多个 会本	工数
	にあっては、株式の種	

Г					1		1												
	一項	第二百六十八条ノ三第	三項	第二百六十八条ノ二第	一項及び第二項	第二百六十八条ノ二第	百六十六条第九項	において準用する第二	第二百六十八条第八項	第二百六十八条第八項		第二百六十八条第七項	第二百六十八条第六項			第二百六十八条第五項	から第四項まで	第二百六十八条第二項	第二百六十七条第六項
	株主	会社		株主	会社	株主		監査役	株主総会	会社	株主	会社	会社		第二百六十六条第五項	会社	会社	株主	株主
	投資主	投資法人		投資主	投資法人	投資主		監督役員	投資主総会	投資法人	投資主	投資法人	投資法人	第百九条第四項	投資信託及び投資法人に関する法律	投資法人	投資法人	投資主	投資主

磁的方法の規定の準用)(不公正な価額により払戻しを受けた者に対する支払いを求める訴えの提起の請求に係る電

受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。一合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引命法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場第七十六条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百二十七条第二項において

(計算書類の承認の通知に係る電磁的方法)

いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用第七十六条の三 執行役員は、法第百三十一条第三項の規定により同項に規定する通知をしよ

的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に対し、法第百三十一条2 前項の規定による承諾を得た執行役員は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁

第七百二	第二日	第七百二	第七百二	第七百二	第七百二			第七百二		第七百二		第七百二	
	第七百八十六条第六項	第七百八十六条第五項	第七百八十六条第四項	第七百八十六条第三項	第七百八十六条第二項			第七百八十六条第一項		第七百八十五条第七項		第七百八十五条第六項	
朱弋買又青兌	株券発行会社	株式買取請求	消滅株式会社等	株式買取請求	消滅株式会社等	吸収合併存続会社	消滅株式会社等	株式買取請求	株式買取請求	吸収合併等	消滅株式会社等	株式買取請求	類及び種類ごとの数)
交子 丁号,又青文	投資法人	投資口買取請求	吸収合併消滅法人	投資口買取請求	吸収合併消滅法人	吸収合併存続法人	吸収合併消滅法人	投資口買取請求	投資口買取請求	吸収合併	吸収合併消滅法人	投資口買取請求	
									笙				

(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百一条 社法第七百九十七条第五項から第七項まで及び第七百九十八条の規定を準用する場合におけ 法第百四十九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会

るこれらの規定に係る技術的読替えは、火の表のとおりとする。

吸収合併存続法人	存続株式会社等	第七百九十八条第四項
投資口買取請求	株式買取請求	第七百九十八条第三項
吸収合併存続法人	存続株式会社等	第七百九十八条第二項
吸収合併存続法人	存続株式会社等	
投資口買取請求	株式買取請求	第七百九十八条第一項
投資口買取請求	株式買取請求	
吸収合併	吸収合併等	第七百九十七条第七項
吸収合併存続法人	存続株式会社等	
投資口買取請求	株式買取請求	第七百九十七条第六項
	類及び種類ごとの数)	
	にあっては、株式の種	
口 数	数(種類株式発行会社	
投資口買取請求	株式買取請求	第七百九十七条第五項
読み替える字句	読み替えられる字句	定記の替える会社法の規
おりとする		

項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 第三項に規定する通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該投資主が再び前

### (計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七条 一条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり 法第百三十二条第二項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十

とする。		
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十二条第三項	親会社	親法人(投資信託及び投資法人に関
		する法律第八十一条第一項ニ規定ス
		ル親法人ヲ謂フ)
	子会社ニ	子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂
		7) =
	請求(子会社ガ有限会	請求
	社ナル場合ニ於テハ有	
	限会社法第二十八条第	
	一項ノ定款又ハ社員名	
	簿ニ係ル請求)	

#### (親法人の投資主に関する読替え)

第七十八条 法第百三十八条第五項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三 条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十三条ノ八第	子会社	子法人(投資信託及び投資法人に関
一項		する法律第八十一条第一項ニ規定
		ル子法人ヲ謂フ)

# (投資主の帳簿閲覧等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十八条の二 第六十五条の二の規定は、法第百三十八条第三項において法第九十条第三項 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、 」とあるのは、 一投資主」と読み替えるものとする。 第六十五条の二中「監督役員

#### (計算に関する読替え)

第七十九条 法第百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場

投資口買取請求	株式買取請求	
投資法人	株券発行会社	第八百七条第六項
新設合併設立法人	設立会社	
投資口買取請求	株式買取請求	第八百七条第五項
新設合併消滅法人	消滅株式会社等	第八百七条第四項
投資口買取請求	株式買取請求	
新設合併設立法人	設立会社	第八百七条第三項
新設合併消滅法人	消滅株式会社等	
新設合併設立法人	設立会社	第八百七条第二項
、新設合併設立法人	、設立会社	
、新設合併設立法人	、新設合併設立会社	
	社 1	
発言を作言と注え	おける新設合并設立会	
新设合并设立去人	新设合并をする場合で	
新設合併消滅法人	消威株式会社等	
投資口買取請求	株式買取請求	第八百七条第一項
投資口買取請求	株式買取請求	
新設合併	新設合併等	第八百六条第七項
新設合併消滅法人	消滅株式会社等	
投資口買取請求	株式買取請求	第八百六条第六項
	類及び種類ごとの数)	
	にあっては、株式の種	
口数	数(種類株式発行会社	
投資口買取請求	株式買取請求	第八百六条第五項
訪み替える写名	訪み替えられる宇宙	定まるを表える会社法の規
高火葬につる   「「「「」」	「高 大春 こう が上 長 つ 見   「高 大春 こう が 上 長 つ 見 つ 見 で の 表 気 に 付 る ま が と す る す で の 表 気 に か の ま の と ま が と す る	高み替えられ出去つ見らの対策に使る対策にある。
「方。」	では、大つ支のこの)には、大つ支のこれでは、大つ支のこのでありに	うつ見官に係る支持句売表名神の見官に係る方式を表表を表している。
会迚去第八百六条第五頃から第七頃まで及び第八百七条の規定を準用する場合でおするこれ。正言の「治覚す」するの「主意型する夫気によい「同乡賞」する夫気による言文にしいて	かの第七項まで及び第八百人の一三第四耳の共気に対し	会出去第八百六条第五頁な
こう青さこつへ	11一条「忠宮百円」に外の一三宮四頁の見言において同た第一頁の見言に〈案語名併消滅法/は文する反文投資主の投資に買取記すに関する記書え〉	
		八丁安   千当女
投資口買取請求	株式買取請求	
投資法人	株券発行会社	第七百九十八条第六項
投資口買取請求	株式買取請求	第七百九十八条第五項

えは、次の表のとおりとする。合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替

		によいて準用する第二
投資主	株主	第二百九十五条第四項
		条ノ二第三項
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	いて準用する第二百四
	算期ニ関スル定時総会	百六十七条第二項にお
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	において準用する第二
投資主総会	株主総会	第二百九十五条第四項
		百六十七条第一項
投資主	株主	において準用する第二
投資口	株式	第二百九十五条第四項
	六十八条ノ三ノ規定)	
	百六十八条乃至第二百	
	二項乃至第七項及第二	
	スル第二百六十七条第	
	同条第二項ニ於テ準用	
	第三十一条第一項並ニ	
	社ニ付テハ有限会社法	
	社ナルトキハ其ノ子会	
規定	規定(子会社ガ有限会	第二百九十五条第四項
子法人	子会社	第二百九十五条第三項
子法人	子会社	及び第二項
投資主	株主	第二百九十五条第一項
ル子法人ヲ謂フ)		
する法律第八十一条第一項ニ規定ス		
子法人(投資信託及び投資法人に関	子会社	第二百九十四条第二項
上ニ当ル投資ロヲ有スル投資主	ノ三以上ヲ有スル株主	
発行済投資ロノ総ロ数ノ百分ノ三以	総株主ノ議決権ノ百分	
規約	定款	第二百九十四条第一項
投資ロノロ数	株式ノ数	
各投資主	各株主	
金銭ノ分配	利益又ハ利息ノ配当	第二百九十三条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

#### (清算監督人の資格に関する読替え)

る場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第百三条 法第百五十一条第六項の規定において清算監督人について法第百条の規定を準用す

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条第四号	執行役員	執行役員及び清算執行人
第百条第六号	又は執行役員	、執行役員又は清算執行人

### (清算執行人等の選任及び解任に関する読替え)

のとおりとする。 四百七十九条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表第百四条 法第百五十三条第二項の規定において清算執行人又は清算監督人について会社法第

第四百七十九条第一項	定	読み替える会社法の規
株主総会		読み替えられる字句
投資主総会		読み替える字句

#### (清算執行人の職務に関する読替え)

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第百五条 法第百五十三条の三第二項の規定において清算執行人について法第百九条第三項の

I		
	第百九条第三項	読み替える法の規定
	役員会	読み替えられる字句
	清算人会	読み替える字句

定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。2 法第百五十三条の三第二項の規定において清算執行人について会社法第三百五十五条の規

読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第三百五十五条	株主総会	投資主総会

#### (清算監督人の職務に関する読替え)

の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第百六条 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について法第百十一条第二項

清算執行人	執行役員	第百十一条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。2 法第百五十四条の二第二項の規定において清算監督人について会社法の規定を準用する場

		項
		二百六十八条ノ三第一
		百六十八条ノ二及び第
		において準用する第二
投資主	株主	第二百九十五条第四項
		十六条第九項
		いて準用する第二百六
		百六十八条第八項にお
監督役員	監査役	において準用する第二
投資主総会	株主総会	第二百九十五条第四項
		百六十八条第七項
		において準用する第二
投資主	株主	第二百九十五条第四項
		百六十八条第五項
第百九条第四項		において準用する第二
投資信託及び投資法人に関する法律	第二百六十六条第五項	第二百九十五条第四項
		から第四項まで
		第二百六十八条第二項
		四項及び第六項並びに
		百六十七条第三項、第

用) (特定の投資主に対する利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準

替えるものとする。
一替えるものとする。
一特えるものとする。
一特流の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同第七十九条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百三十九条第一項において

# (投資法人債の発行の最低価額を定めた場合に関する読替え)

えは、次の表のとおりとする。合について商法第三百一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替第八十条 法第百三十九条の四第四項の規定において投資法人債の発行の最低価額を定めた場

読み替える商法の規定
読み替えられる字句
読み替える字句

		•	
第	て準用する第八百五十条第二項投資法人法第百五十四条の七におい	第八百五十条第二項	
第	清算執行人	取締役	
	て準用する第八百四十九条第三項		
項	投資法人法第百五十四条の七におい	第八百四十九条第三項	第二号
	清算投資法人	監査役設置会社	第三百八十六条第二項
項	清算執行人	取締役	
第	て準用する第八百四十七条第一項		
<b>i</b> =	投資法人法第百五十四条の七におい	第八百四十七条第一項	第一号
第	清算投資法人	監査役設置会社	第三百八十六条第二項
	清算投資法人を	監査役設置会社を	
	四項		
第	において準用する第三百四十九条第		
	投資法人法第百五十三条の三第二項	第三百四十九条第四項	第三百八十六条第二項
- 第	清算執行人	取締役	
訓読	清算投資法人	監査役設置会社	
定が	四項	第三百六十四条	
第八工	において準用する第三百四十九条第	、第三百五十三条及び	
; ; ;	投資法人法第百五十三条の三第二項	第三百四十九条第四項	第三百八十六条第一項
 	清算執行人	取締役	第三百八十五条第二項
`	清算投資法人	監査役設置会社	
投资	清算執行人	取締役	第三百八十五条第一項
条第	投資主総会	株主総会	
第八十	清算執行人	取締役	第三百八十四条
( <sub>1</sub> ,	子法人	子会社	第三百八十一条第四項
	その子法人	その子会社	
九			
設立	法人をいう。以下この条において同	,	
条第	二第一項に	社 !! !! !!	7 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 1 - 1
第八上	青章受資去人の子去人(受資去人去)	監査受受量に土の子会	第三百八十一条第三頁
( <sub>九</sub>	投資主総会	株主総会	第三百五十五条
第	読み替える字句、	読み替えられる字句	定記者える会社法の規
-	きょうこうこ	意ときしゃというこ	きょう うここうし

第三百一条第四項
社債申込証
投資法人債申込証

# 投資法人債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

「投資法人債の申込みをしようとする者」と読み替えるものとする。 設立企画人」とあるのは「執行役員」と、「投資口の申込みをしようとする者」とあるのは条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八条の二中「八十条の二 第五十八条の二の規定は、法第百三十九条の四第五項において商法第百七十五

# 投資法人債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

、「設立企画人」とあるのは「執行役員」と読み替えるものとする。
投資口の申込みをしようとする者」とあるのは「投資法人債の申込みをしようとする者」と条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八条の三中「八十条の三 第五十八条の三の規定は、法第百三十九条の四第五項において商法第百七十五

### 投資法人債管理会社に関する読替え)

定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。八十一条 法第百三十九条の五第六項の規定において投資法人債管理会社について商法の規

	第三百十二条第二項		第三百十二条第一項		項	第三百十一条ノ二第二	項	第三百十一条ノ二第一	三百十一条	第三百九条ノ五及び第			第三百九条ノ四	一項及び第二項	第二百九十七条ノ三第	読み替える商法の規定
社債権者	社債ヲ発行シタル会社	及社債権者集会	社債ヲ発行シタル会社	社債権者	社債ノ	社債ヲ発行シタル会社	社債権者ニ	社債権者集会		社債権者	社債権者集会	社債権者ノ	社債権者ト	社債ノ	社債権者	読み替えられる字句
投資法人債権者	投資法人債ヲ発行シタル投資法人	投資法人債権者集会	投資法人債ヲ発行シタル投資法人及	投資法人債権者	投資法人債ノ	投資法人債ヲ発行シタル投資法人	投資法人債権者二	投資法人債権者集会		投資法人債権者	投資法人債権者集会	投資法人債権者ノ	投資法人債権者卜	投資法人債ノ	投資法人債権者	読み替える字句

#### (清算人会に関する読替え)

第百七条 とおりとする。 十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表の 法第百五十四条の三第二項の規定において清算人会について法第百十三条及び第百

	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第百十三条第一項及び	執行役員	清算執行人
	第二項		
	第百十三条第三項及び	監督役員	清算監督人
	第四項	執行役員	清算執行人
	第百十四条第一項	執行役員	清算執行人

2 を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百五十四条の三第二項の規定において清算人会について会社法第三百六十八条の規定

	を当月でであるいおいると	= 訪末気に依る主命自言者:	を選月でる場合における当該大気に信る技術自語権方は一次の妻のとおりとする
	定記の会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百六十八条第一項	各取締役(監査役設置	各清算執行人及び各清算監督人
		会社にあっては、各取	
		締役及び各監査役)	
	第三百六十八条第二項	取締役(監査役設置会	清算執行人及び清算監督人
		社にあっては、取締役	
		及び監査役)	
3		一項の規定において清算投資	法第百五十四条の三第二項の規定において清算投資法人について会社法第三百七十一条(
	第三項を除く。)の規定を	を準用する場合における当時	第三項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の

3 とおりとする。

一定   一項   取締役会の目(前条の	されいとでえ		
三百七十一条第一項 取締役会の日(前条の規定により取締役会のほのとみなされた日を含む。)	読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
項 取締役会の日(前条の 規定により取締役会の は記録した書面若しく は電磁的記録(以下こ は電磁的記録(以下こ ) は電磁的記録(以下こ ) はでいたものとみ はでいた (以下 ) が (いか ) が	定		
	第三百七十一条第一項	取締役会の日(前条の	清算人会の日
		規定により取締役会の	
		決議があったものとみ	
		なされた日を含む。)	
の条において「議事録は電磁的記録(以下こは記録した書面若しく		議事録又は前条の意思	議事録
の条において「議事録は電磁的記録(以下こは記録した書面若しく		表示を記載し、若しく	
の条において「議事録は電磁的記録(以下こ)		は記録した書面若しく	
		は電磁的記録(以下こ	

	び第二項	第三百十四条第一項及		第三百十三条
社債権者集会	社債ノ	社債ヲ発行シタル会社	又ハ社債権者集会	社債ヲ発行シタル会社
投資法人債権者集会	投資法人債ノ	投資法人債ヲ発行シタル投資法人	ハ投資法人債権者集会	投資法人債ヲ発行シタル投資法人又

#### (投資法人債に関する読替え)

第八十二条 る場合について商法第二百三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え は、 次の表のとおりとする。 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人債が二以上の者の共有に属す

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三条第二項及び	株主	投資法人債権者
第三項		

2 る通知及び催告について商法第二百二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対す

第二百二十四条第一項 読み替える商法の規定 読み替えられる字句 株主名簿 読み替える字句 投資法人債原簿

資法人債権者集会について商法第三百三条、 投資法人債、 三百二十一条ノ三及び第三百三十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における 投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投 第三百六条、第三百十七条、第三百二十条、

定にまして準用する同法の	規定を含む   に係る技術	定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的語者えに、次の表のとおりとする
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三条、第三百六	取締役	執行役員
条第二項及び第三百十		
七条		
第三百十七条第二項に	法務省令	内閣府令
おいて準用する第三十		
三条ノニ		
第三百二十条第四項に	ノ属スル営業年度ノ決	ョリー年間ハ
おいて準用する第二百	算期ニ関スル定時総会	
四条ノ二第三項	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	
第三百二十一条ノ三第	取締役会	役員会

				第三百七十一条第六項			第三百七十一条第五項		第三百七十一条第四項	各号	
えて適用する第二項の第三項において読み替		親会社若しくは子会社	号えて適用する第二項各	第三項において読み替			親会社社員	議事録等	役員又は執行役	議事録等	等」という。)
第二項の	法人をいう。)	親法人若しくは子法人(投資法人法		第二項各号	の条において同じ。)の投資主	項に規定する親法人をいう。以下こ	親法人(投資法人法第八十一条第一	議事録	清算執行人又は清算監督人	議事録	

(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)

第百八条 法第百五十四条の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴

えについて会社法第八百四	えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。	び第五項を除く。)及び第八百五十条の
規定を準用する場合におけ	規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、	術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
第八百四十九条第二項	監査役	清算監督人
第一号		
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二十	投資法人法第七十七条の二第五項及
	条第五項、第四百二十	び第百五十四条の四第二項
	四条(第四百八十六条	
	第四項において準用す	
	る場合を含む。)、第	
	四百六十二条第三項(	
	同項ただし書に規定す	
	る分配可能額を超えな	
	い部分について負う義	

±																	
去将写三十七条の六第一	十三条ノニ	において準用する第三	第三百三十九条第四項	四条ノ二第三項	おいて準用する第二百	三十九条ノ四第二項に	おいて準用する第二百	三百三十九条第一項に	四条ノ二第三項及び第	おいて準用する第二百	二百三十九条第三項に	項において準用する第	、第三百三十九条第一	第二百四条ノ二第三項	二項において準用する	第三百二十一条ノ三第	一項
頁の見定こるいで受資去			法務省令											ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	算期ニ関スル定時総会	ノ属スル営業年度ノ決	
去 育 三 上 し 条 り 、 育 一 頁 り 見 芒 こ お 、 て 殳 資 去 人 漬 シ 径 丁 ナ る 易 合 こ お ナ る			内閣府令													ヨリー年間ハ	

は投資法人債権者集会について商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十 投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しく 一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における

の準用) (投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告等に係る電磁的方法の規定

第八十二条の二 第六十二条の二第一項及び第二項の規定は、法第百三十九条の六第一項にお いて商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において 第六十二条の二第一項及び第二項中「投資主」とあるのは、 「投資法人債の応募者又は投

条第二項	二項及び第四百六十五	)、第四百六十四条第	務に係る部分に限る。
		2	
	_	二項	二項及び第四百六十五第四百六十四条第

### (清算投資法人の債務の弁済に関する読替え)

第百九条 法第百五十七条第三項の規定において清算投資法人の債務の弁済について会社法第 五百条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす 3

清算執行人及び清算監督人	清算人	第五百条第二項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (残余財産の分配に関する読替え)

第百十条 第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと 法第百五十八条第三項の規定において清算投資法人について会社法第五百五条及び

基準未満投資口の口数	基準未満株式の数	
「基準未満投資口	「基準未満株式	
満たない口数	満たない数	
基準投資口口数	基準株式数	
口数(	数(	第五百六条
		号
口数	数	第五百五条第一項第二
	、清算人会の決議)	
	会設置会社にあっては	
清算人会の決議	清算人の決定(清算人	第五百五条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (帳簿資料の保存に関する読替え)

第百十一条 係る技術的読替えは、 する重要な資料の保存について会社法第五百八条の規定を準用する場合における当該規定に 法第百六十一条の規定において清算投資法人の帳簿並びにその事業及び清算に関 次の表のとおりとする。

資法人債権者」と読み替えるものとする。

- 2 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百三十九条の六第一項において商法第三 項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、 規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二 百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三百三十九条第一項にお いて準用する同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の 「投資法人債権者」と読み替えるものとする
- た者」とあるのは、 百三十四条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合につい て準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをし 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百三十九条の六第一項において商法第三 「投資法人債権者集会の決議の執行者」と読み替えるものとする。

(投資法人債権者集会における電磁的方法による議決権の行使に係る電磁的方法)

第八十二条の三 投資法人債権者は、法第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百 当該投資法人債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな 資法人債権者集会の招集者に対し、 電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投 で定めるところにより、 一十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令 一十一条ノ三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 前項の規定による承諾を得た投資法人債権者は、当該投資法人債権者集会の招集者から書 あらかじめ、当該投資法人債権者集会の招集者に対し、その用いる 法第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百

2

# (投資法人債権者集会の招集の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

- 第八十二条の四 用する。この場合において、第五十九条の二中「投資法人の創立総会を招集する者」とある 資法人債を発行した投資法人及び投資法人債管理会社」と読み替えるものとする。 のは「投資法人債権者集会を招集する者」と、 十二条第三項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準 第五十九条の二の規定は、 法第百三十九条の六第一項において商法第三百二 「投資口の引受けをした者」とあるのは「投
- 2 第五十九条の二の規定は、法第百三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第一項 場合において、 において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この 」と読み替えるものとする。 人債権者集会を招集する者」と、 第五十九条の二中「投資法人の創立総会を招集する者」とあるのは「投資法 |投資口の引受けをした者」とあるのは |投資法人債権者

清算執行人	清算人	第五百八条第二項
	に掲げる清算人)	
	百八十九条第七項各号	
	会社にあっては、第四	
清算執行人	清算人(清算人会設置	第五百八条第一項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規

#### (清算に関する読替え)

は、次の表のとおりとする。
四号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え四号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え一号、第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)及び第八百七十四条(第一号及び第第百十二条 法第百六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条(第

三百五十一条第二項の	項において準用する第	は第四百八十三条第六	四十六条第二項若しく	おいて準用する第三百	四百七十九条第四項に	うべき者、清算人、第	代表執行役の職務を行	委員、執行役若しくは	監査役、代表取締役、	時取締役、会計参与、	定により選任された一	る場合を含む。)の規	第三項において準用す	三項及び第四百二十条	第三項(第四百三条第 算軸	項若しくは第四百一条 二百	、第三百五十一条第二 いて	第八百七十条第二号 第三百四十六条第二項 投资	定	記み者える会を治の判 記み者える子を治の判 記み者えられる。 記す
														うべき者	算執行人又は清算監督人の職務を行	二項の規定により選任された一時清	いて準用する投資法人法第百八条第	投資法人法第百五十三条第二項にお		部みを うる 写在

三中「投資主又はその代理人」とあるのは、「投資法人債権者」と読み替えるものとする。二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十七条の「八条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十十九条第一項において準用する同法第二百三十八条の五、第六十七条の三の規定は、法第百三十九条の六第一項において商法第三百三(投資法人債権者集会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法の規定の準用)

#### (投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条、第三十四条及 申込証、 者集会は、 投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権 法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、 産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法 上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、 和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資 び第八十二条第二項を除く。)及び担保附社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号) と読み替えるものとする。 信託法(大正十一年法律第六十二号) 社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、 それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、 法第百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法( 信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財 それぞれ同表の下欄の字句 社債権者、 社債券、 次の表の

	担信法第四条第一項	条第二項	信法」という。)第二	下この表において「担	担保附社債信託法(以	読み替える法令の規定	
<ul><li>二 証書アル債権質</li><li>二 不動産抵当</li><li>四 船舶抵当</li><li>四 月 前空機抵当</li><li>四 2 付</li><li>2 付</li><li>2 付</li><li>3 付</li><li>4 付</li><li>5 付</li><li>6 付</li><li>6 付</li><li>7 工場抵当</li><li>8 付</li><li>7 工場抵当</li><li>8 付</li><li>8 付</li><li>9 付</li><li>1 付</li><li>1 付</li><li>1 付</li><li>2 付</li><li>3 付</li><li>4 付</li><li>4 付</li><li>5 付</li><li>6 付</li><li>6 付</li><li>7 付</li><li>7 付</li><li>8 付</li><li>9 付<!--</td--><td>動産質</td><td>-</td><td>九十七条</td><td>律第四十八号)第二百</td><td>商法(明治三十二年法</td><td>読み替えられる字句</td><td></td></li></ul>	動産質	-	九十七条	律第四十八号)第二百	商法(明治三十二年法	読み替えられる字句	
三 不動産抵当	一証書アル債権質			第百三十九条の三	投資信託及び投資法人に関する法律	読み替える字句	

_		い会力を	
		場合を含む。)若しく	
担		三項において準用する	
		項(第八百二十二条第	
項		定人、第五百八条第二	
担		百六十二条第一項の鑑	
		含む。)若しくは第六	
		おいて準用する場合を	
		八百二十二条第三項に	
担		第五百一条第一項(第	
		行うべき者、検査役、	
		は代表清算人の職務を	
		する一時清算人若しく	
	選任	る清算人、同号に規定	
	第二項の帳簿資料の保存をする者の	清算持分会社を代表す	
	十一条において準用する第五百八条	清算人、代表清算人、	
	一項の鑑定人又は投資法人法第百六	の職務を行うべき者、	
l	三項において準用する第五百一条第	役若しくは代表執行役	
	べき者、投資法人法第百五十七条第	表取締役、委員、執行	
	人若しくは清算監督人の職務を行う	会計参与、監査役、代	
1	十条第二号に規定する一時清算執行	規定する一時取締役、	
	清算執行人、清算監督人、第八百七	第八百七十条第二号に	第八百七十四条第一号
	いて準用する第五百六条	五百六条	
	投資法人法第百五十八条第三項にお	第四百五十六条又は第	第八百七十条第九号
	号	第三項第二号	
	いて準用する第五百五条第三項第二	第二号又は第五百五条	
	投資法人法第百五十八条第三項にお	第四百五十五条第二項	第八百七十条第八号
		を含む。)の管理人	
		において準用する場合	
		第八百二十七条第二項	
		八百二十五条第二項(	
		べき者、検査役又は第	
		の職務を	
		一時清算人若しくは代	
		規定により選任された	

扣	項 担	却	扣	項 担	項担	扣	
担信法第五十八条	項担信法第四十一条第三	担信法第四十条第一項	担信法第三十五条	項 担信法第二十二条第二	項担信法第二十二条第一	担信法第十九条	
及商法	項商法第三百十七条第二	掲ゲタルモノ開三百四十一条ノ九二	ルモノ 以第二項各号ニ掲ゲタ 以第二項各号ニ掲ゲタ	十号及第十五号第三号乃至第八号、第	ス ア ア ア ア の 田 に 関 に 関 に 関 に の に の に の に に の に る 。 に る 。 に 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 る 。	左ノ事項	<ul> <li>七 鉱業抵当</li> <li>1 川</li></ul>
律及同法ニ於テ準用スル商法、投資信託及び投資法人に関する法	スル商法第三百十七条第二項第百三十九条の六第一項ニ於テ準用投資信託及び投資法人に関する法律	スル商法第三百十七条ニ掲ゲタルモ 第百三十九条の六第一項ニ於テ準用 投資信託及び投資法人に関する法律	ルモノスル商法第三百六条第二項ニ掲ゲタスル商法第三百六条第二項ニ格テ準用投資信託及び投資法人に関する法律	第七号及第十一号乃至第十四号第百三十九条の四第二項第四号乃至投資法人に関する法律	モノ 第百三十九条の四第二項ニ掲ゲタル 投資信託及び投資法人に関する法律	除ク) 左ノ事項(第十号ニ掲ゲタル事項ヲ	

第百三十九条の六第一項ニ於テ準用	二項	項及び第九十二条第三	前項の書面	同項の書面	第五百四十九条第二項
十八条	商法第三百三十六条第	担信法第九十一条第三	清算執行人、清算監督人	清算人、監査役	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
十六条等	一項高法第三百三十六条第	項及び第九十二条第一   担信法第九十一条第一	総口数を投資主名簿	主名簿	
		ŋ	投資法人法第七十七条の三第一項各清算報行人。清算監督人	株主名簿記載事項を株	第五百匹十一条第一項
条ノ四	商法第三百九条ノ四	担信法第八十九条第二			-
為スコトヨ	得一行ノ申立ヲ為スコトヲ		清算執行人、清算監督人	清算人、監査役	第五百四十条第一項及
担保権ノ宝	シ又ハ企業担保権ノ実		下この項において同じ。)に		
ノ申立ヲカ	保権ノ実行ノ申立ヲ為		第一項に規定する子法人をいう。以		
<b>仃ヲ為シ</b> 妇	ニ付強制執行ヲ為シ担		子法人(投資法人法第七十七条の二	子会社に	第五百三十条第二項
基キ担保恤	アル正本ニ基キ担保物	項			二項
タル執行力	付与セラレタル執行力	担信法第八十三条第一			及び第五百二十六条第
			清算執行人代理	清算人代理	第五百二十五条第二項
	項本文		清算執行人、清算監督人	清算人、監査役	第五百二十二条第一項
商法第三百三十条第一	商法第三	担信法第六十五条	清算執行人、清算監督人	清算人、監査役	
				続	
	項			企業担保権の実行の手	
商法第三百三十条第一	商法第三	担信法第六十三条	担保権の実行の手続	担保権の実行の手続、	第五百十六条
			清算執行人、清算監督人	清算人、監査役	第五百十二条第一項
					定
項	二項及第六項	項	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規
三十九条第	商法第三百三十九条第	担信法第六十一条第三	的読替えは、次の表のとおりとする。	;る同法の規定に係る技術的	規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは
			法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の	/ 第四項の規定において清燥	第百十三条 法第百六十四条
					(特別清算に関する読替え)
二十四条	商法第三百二十四条	担信法第六十条			
項	第一項及第二項			選任又は選定	
並ニ第三百二十二条	)並ニ第三			承継する社債管理者の	
場合ヲ含ム	テ準用スル場合ヲ含ム			十四条第三項の事務を	
第三項 ニぬ	百二十一条第三項ニ於			特別代理人又は第七百	
(同法第三	項及第七項	項		する者、社債管理者の	
二十条第三	商法第三百二十条第三	担信法第五十九条第二		項の帳簿資料の保存を	

第二号	第一号第九百三十八条第二項	第八百九十六条第一項	第八百九十三条第一項								第八百八十六条第一項	第五百七十三条
清算人	清算人又は代表清算人	清算人	清算人	しくはこの節	係る部分に限る。)若	る申立てに係る事件に	同章第一節の規定によ	二節若しくは第一節(	同章第一節若しくは第	しくはこの節	第二編第九章第二節若	清算人、監査役
清算執行人又は清算監督人	清算執行人又は清算監督人	清算執行人	清算執行人又は清算監督人						同節第一款若しくは第二款	二款	投資法人法第三編第一章第十二節第	清算執行人、清算監督人

(投資法人に関する登記に関する読替え)

を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第百十四条 法第百七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法の規定

代表清算人が	第七十一条第三項 代表清算人の	第七十一条第二項 定款	あつては	ること、	一項に規定	社法第三	号 会計参与	第五十四条第二項第三 これらの者	号	第五十四条第二項第二 これらの者	第四十七条第三項 発起人	第十九条の二定款	の規定	読み替える商業登記法 読み替えられる字句	を 2月で 2号における 同治の 表気に 存る 主谷 自言者 えに
人が 清算執行人が	人の 清算執行人の	規約		ること、会計監査人に	項に規定する者であ	社法第三百三十三条第	会計参与にあつては会会計監査人が	者 会計監査人		者 会計監査人	設立企画人	規約		られる字句 読み替える字句	
一人が	人の						上人が	力		<b>力</b>	\big			~る字句	後の著のではいるできる
	百四十五	において	第三百四	百四十五	において	第三百四	百四条ノ	において	百四十五	において	第三百四	百四条ノ	において	百四十五	にまして

		六十二条	社債等登録法施行令第	項
二十一条第二項	二十条第六項及第三百	律第四十八号) 第三百	商法(明治三十二年法	
二十一条第二項 八号)第三百二十条第六項及第三百	スル商法(明治三十二年法律第四十	第百三十九条の六第一項ニ於テ準用	投資信託及び投資法人に関する法律	スル商法第三百三十六条第二項

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

とする。
(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおり「(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりじないこととする場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定の十四条 法第百四十一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応

		百四十五条ノ三第六項
		において準用する第二
投資証券	株券	第三百四十九条第二項
		百四十五条ノ三第一項
		において準用する第二
投資ロノロ数	株式ノ種類及数	第三百四十九条第二項
		百四条ノ二第三項
		において準用する第二
		百四十五条ノ三第二項
		において準用する第二
		第三百四十九条第二項
		百四条ノ二第三項及び
		において準用する第二
	ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	百四十五条ノ二第二項
	算期ニ関スル定時総会	において準用する第二
ヨリー年間ハ	ノ属スル営業年度ノ決	第三百四十九条第二項
投資口	株式	
投資主ハ	株主ハ	
投資法人	会社	
投資主総会	株主総会	第三百四十九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

代表清算人となつたも 四項に規定する場合に 同法第四百八十三条第 清算人となつたもの( により清算株式会社の つては、 同項の規定 清算執行人となつたもの

(法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人)

第百十五条 として行う業務に従事する者とする。 法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、 法人が設立企画人

(法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引)

第百十六条 物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。 法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は 宅地の造成又は建

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第百十七条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 動産の管理を委託すること 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、 不
- 次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、
- 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
- 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
- 取引の委託を行うこと。 法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、 次に掲げる
- 有価証券の売買
- 有価証券指数等先物取引
- 有価証券オプション取引
- 外国市場証券先物取引
- 有価証券店頭指数等先渡取引
- 有価証券店頭オプション取引
- 有価証券店頭指数等スワップ取引
- Ŧī. 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金 |

(投資主による規約の変更に対する反対の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十四条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百四十一条第一項において 準用する。この場合において、 商法第三百四十九条第二項において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十 者」とあるのは、 五条ノ三第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について 「投資主」と読み替えるものとする。 第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更に関する読替え)

第八十五条 減少させることを内容とするものについて商法第三百七十六条(第一項ただし書を除く。 の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第百四十二条第一項の規定において規約の変更の決議であって最低純資産額を

(解散に関する読替え)

第八十六条 ける同法の規定に係る技術的読替えは、 法第百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合にお 次の表のとおりとする。

	第四百六条ノ二第一項	第五十九条第一項	第五十八条第二項及び		第五十八条第一項	読み替える商法の規定	
主一ジ上ラ有ズル桝	総株主ノ議決権数ノ十		株主	定款	株主	読み替えられる字句	
	発行済投資口数ノ総口数ノ十分ノ一		投資主	規約	投資主	読み替える字句	

法第百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合に

2

おける当該規定に係る技術的<br />
読替えは 次の表のとおりとする。

第四百七条	読み替える商法の規定
会社	読み替えられる字句
投資法人	読み替える字句

#### 融先物取引の委託を行うこと。

- その投資口を投資信託委託業者に取得させること。
- 七六 信託委託業者に賃貸すること。 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、 不動産を投資
- 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引
- 九八 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取

### (登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第百十八条 法第百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

法第百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

れらに類する役職にある者又は使用人 /であるときは、その職務を行うべき社員を含む。) 法第百九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役、 監査役若しくは執行役若しくはこ 会計参与(会計参与が法

# (法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為)

第百十九条 法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、 代理とする。 私募の取扱い及び売買の

する場合の読替え (投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用

第百二十条 ついて証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等に

第百九十七条において準用する証券		いて準用する第四十条
投資信託及び投資法人に関する法律	前項の規定による書面	第四十一条第二項にお
	ティブ取引	
	は有価証券店頭デリバ	
い等に係る取引	国市場証券先物取引又	
投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買等、外	第四十一条第一項
は募集の取扱い等の業務		
投資証券等」という。)の募集等又		
投資証券及び投資法人債券(以下「	業務	第三十三条
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法
いとおりとする	に係る技術的詩程えに 沙の表のとおりとする	没の規定を含む ) に係る

株主	
投資主	

### (簡易合併の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十六条の二 役員」とあるのは、 三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において 第七十六条の三の規定は、 「存続法人」と読み替えるものとする。 法第百四十九条第四項において法第百三十一条第 第七十六条の三中「執行

#### (合併に関する読替え)

第八十七条 は、 における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。 次の表のとおりとする。 法第百五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合 )に係る技術的読替え

百四十五条ノニにおい	において準用する第一	第四百八条ノ三第二項	百四十五条ノ三第一項	において準用する第二	第四百八条ノ三第二項			第四百八条ノ三第一項	第四百八条ノ二第三項	十三条ノ二第一項	において準用する第三	第四百八条ノ二第二項			第四百八条ノ二第一項	十一条第三項	いて準用する第二百八	第四百八条第二項にお	第四百八条第一項		第五十六条第三項	読み替える商法の規定
い ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	一算期ニ関スル定時総会	<b>リ</b> ノ属スル営業年度ノ決	7	<u> </u>	県 株式ノ種類及数	株式	株主ハ	株主総会	株主		<u> </u>	<b>場</b> 法務省令	株式	株主ニ	取締役		Л	おの取締役	株主総会	取締役定款	ヲ代表スベキ社員又ハ	読み替えられる字句
	[	ョリー年間ハ			投資ロノロ数	投資口	投資主ハ	投資主総会	投資主			内閣府令	投資口	投資主ニ	執行役員			執行役員	投資主総会		ノ執行役員規約	読み替える字句

写八条ノ三第二頁でおって 第八十七条の二 第五十九条 (投資主による合併に対す 四百八条ノ二第三項		L	
		(	
		売買の別に相当するも	
四百八条ノ二第三項		ィブ取引にあつては、	
四百八条ノ二第三項		有価証券店頭デリバテ	
		券オプション取引又は	
項において準用する第	別	数等先物取引、有価証	
	売買の別又はこれに相当する取引の	売買の別(有価証券指	
項		その受託等	
第四百十四条ノ二第一		バティブ取引若しくは	
読み替える商法の規定		又は有価証券店頭デリ	
読替えは、次の表のとおり		オプション取引の受託	
する場合における当該規定		取引若しくは有価証券	
3 法第百五十条第一項の担		、有価証券指数等先物	
		をいう。以下同じ。)	
第二百九条第三項		いう。)を受けること	
第二百八条		み(以下「委託等」と	
読み替える商法の規定		取次ぎ又は代理の申込	
を準用する場合におけるこ	い等に係る取引	はその受託等(媒介、	号
の取扱 る投資法人の投資口を目的	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買若しく	第四十二条第一項第五
2 法第百五十条第一項の担		プションの対価の額	
七十六条第三項	投資証券等の価格	有価証券の価格又はオ	
おいて準用する第三百		ン取引	
第四百十六条第二項に		有価証券店頭オプショ	
第四百十二条第一項		プション取引若しくは	
百四十五条ノ三第六項	い等に係る取引	の取引又は有価証券オ	
の取扱 において準用する第二	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買その他	第四十二条第一項第一
第四百八条ノ三第二項	机		
のおそ 三項	い等の業務の信用を失墜させるおそ	せるおそれ	
の取扱 する第二百四条ノ二第	投資証券等の募集等又は募集の取扱	証券業の信用を失墜さ	
五条ノ三において準用	第三十四条の十第一項第一号	另	
る法律 て準用する第二百四十	投資信託及び投資法人に関する法律	第三十四条第二項第一	第四十二条第一項
八条ノ三第二項におい	当該取引報告書	当該書面	
ノ二第三項及び第四百	る取引報告書		
定によ て準用する第二百四条	取引法第四十一条第一項の規定によ		第二項

2														
法第百五十条第一項の担	七十六条第三項	おいて準用する第三百	第四百十六条第二項に	第四百十二条第一項	百四十五条ノ三第六項	において準用する第二	第四百八条ノ三第二項	三項	する第二百四条ノ二第	五条ノ三において準用	て準用する第二百四十	八条ノ三第二項におい	ノ二第三項及び第四百	て準用する第二百四条
	社債権者ノ	社債権者集会	社債権者ガ	定款			株券							
項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅す	投資法人債権者ノ	投資法人債権者集会	投資法人債権者ガ	規約			投資証券							

株主

投資主

内閣府令

法務省令

真主による合併に対する反対の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

|百八条ノ三第二項において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十五条ノ三 |第八十七条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百五十条において商法第四 |

百六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定を準用する場合におけ	の規定において清算監督人	3 法第百六十三条第一項		他の政令で定める取引	
同法第百三十八条第四項				る買戻条件付売買その	
第百六十三条第一項ニ於テ準用スル	第百三十八条第四項	第百三十八条第五項		らかじめ定められてい	
清算執行人	執行役員	第百三十八条第四項	い等に係る取引	(買戻価格が	第一号
清算人会	役員会	第九十七条第三項	投資証券等の募集等又は募集の取扱	米	第四十二条の二第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定	い等の業務		
とする。		る法の規定に係る技術的読替えば、	投資証券等の募集等又は募集の取扱	証券業	
法第百六十三条第一項の規定において清算執行人について法の規定を準用する場合におけ	の規定において清算執行人	2 法第百六十三条第一項		バティブ取引等	
清算執行人	清算人	第四百二十九条		くは有価証券店頭デリ	
投資主総会	株主総会			う。以下同じ。)若し	
清算執行人	清算人	第四百二十六条		三号に掲げる行為をい	
投資ロノロ数	株式ノ数			同項第二号若しくは第	
投資主	株主	第四百二十五条		ン取引又はこれに係る	
投資主	株主	第四百二十四条第二項		等(有価証券オプショ	
		及び第四百二十三条		価証券オプション取引	
清算執行人	清算人	第四百二十二条第一項		う。以下同じ。)、有	
投資主	社員			三号に掲げる行為をい	
清算執行人	清算人	第百三十一条		八項第二号若しくは第	
		一条第一項及び第二項		はこれに係る第二条第	
		て準用する民法第八十			
		びに同条第三項におい		数等先物取引等(有価	
清算執行人	清算人	第百二十四条第一項並	い等に係る取引	の取引又は有価証券指	另
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買その他	第四十二条第一項第十
	投術的読替えは、	規定を含む。)	で 5 - 1 ( ) ( ) A ( ) オ ( ) フ 耳 ( )		
て準用する民法(明治二十九年法律第八十九	規定(当該規定において進	合に	売買の別又はこれに相当する取引の	売買の引	
法第百六十三条第一項の規定において投資法人の清算について商法の規定を準用	条第一項の規定において投	条			
		(清算に関する読替え)		$\cup$	
				<b>弗四十七条</b>	
	「清算執行人」と読み替えるものとする。	のは、「清算執行人」と詰	この号及び次条第一項第一号	この号、次条第一項第	
、第七十六条の三中「執行役員」とある	用する。この場合において	準用する場合について準用する。		ィブ取引	
法第百六十一条第二項において法第百三十一条第三項の規定を	`	2 第七十六条の三の規定は	い等に係る取引	有価証券店頭デリバテ	号
	「投資主」と読み替えるものとする。	るのは、「投資主」と読っ	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買等又は	第四十二条第一項第六
二項中「投資口の引受けをした者」とある。	第五十九条の三第一項及び第二項中	。この場合において、第7		ı	
において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する┃	同法第二百四条ノ二第二項	第二項において準用する日		める事項。次号におい	

五十五九九	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の買付け若し	第四十三条第一号
て 第 百 円	い等の業務を 投資証券等の募集等又は募集の取扱	業務を	
五十九月	い等の業務の状況が次の		
1. 第 7	投資証券等の募集等又は募集の取扱	業務の状況が次の	第四十三条
第百人			
马自		び第五十一条第二項に	
第百七	をいう	をいう。以下この条及	第四十二条の二第三項
<u> </u>	投資証券等	有価証券等	
第百六	い等に係る取引	の取引等	第二号及び第三号
	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買その他	第四十二条の二第一項
4		の二第六項	
第百六	この条	この条及び第六十五条	
二項		ティブ取引	
第百六		は有価証券店頭デリバ	
読み替	い等に係る取引	国市場証券先物取引又	
のとおり	投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買等、外	
法		いう。)	
4		いて「有価証券等」と	
七十五.		取引(以下この条にお	
て準用		証券店頭デリバティブ	
第百十		先物取引若しくは有価	
十五条		ション、外国市場証券	
七十五		指数等先物取引、オプ	
て準用	投資証券等	有価証券又は有価証券	
並びに		の取引等」という。)	
第百二		有価証券の売買その他	
第百		以下この条において「	
第百		頭デリバティブ取引(	
三項		引若しくは有価証券店	
第九十		、外国市場証券先物取	
読み替		価証券オプション取引	
表のとな		券指数等先物取引、有	
る法の担		を除く。)又は有価証	

表のとおりとする。
表のとおりとする。
と話の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条第二項及び第	執行役員	清算執行人
三項		
第百一条第四号	執行役員	執行役員及び清算執行人
第百一条第六号	又は執行役員	、執行役員又は清算執行人
第百二条及び第百三条	執行役員	清算執行人
並びに第百四条におい		
て準用する商法第二百		
七十五条及び第二百七		
十五条ノニ		
第百十条第一項におい	執行役員	清算執行人
て準用する商法第二百	第百十条	第百六十三条第一項ニ於テ準用スル
七十五条ノ四		同法第百十条
4 法第百六十三条第一項の	の規定において清算人会に	項の規定において清算人会について法の規定を準用する場合における
法の規定(当該規定におい	て準用する商法の規定を	法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表
のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三 てを第一 頁をが等	丸亍殳員	青草丸 テレ

_			
	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第百六条第一項及び第	執行役員	清算執行人
	二項	役員会招集権者	清算人会招集権者
	第百六条第三項	監督役員	清算監督人
		執行役員	清算執行人
		役員会招集権者	清算人会招集権者
	第百六条第五項	役員会	清算人会
		執行役員又ハ監督役員	清算執行人又ハ清算監督人
	第百七条	執行役員	清算執行人
	第百八条第一項	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人
	第百八条第一項におい	各執行役員及各監督役	各清算執行人及各清算監督人
	て準用する商法第二百	員	
	五十九条ノ二		
	第百八条第一項におい	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人
	て準用する商法第二百		
	五十九条ノ三及び第二		

	利害関係者	親法人等又は子法人等	第四十五条第三号
	利害関係者	親法人等又は子法人等	
	い等に係る取引	げる行為	
	投資証券等の募集等又は募集の取扱	第二条第八項各号に掲	第四十五条第二号
	集等又は募集の取扱い等に係る取引		
	において同じ。)と投資証券等の募		
	人その他の団体をいう。以下この条		
	号に規定する利害関係人等である法		
	人に関する法律第十五条第二項第一		
	をいう。)又は投資信託及び投資法		
	該議決権を保有されている株式会社		
	の過半数を保有する場合における当		
	(当該設立企画人が総株主の議決権		
	株式会社をいう。)若しくは子会社		
	て同じ。)の過半数を保有している		
	の議決権を含む。以下この号におい		
- (	するものとみなされる株式について		
$\overline{}$	九条第三項の規定により議決権を有		
	の議決権を除き、会社法第八百七十		
	使することができない株式について		
	できる事項の全部につき議決権を行	店頭デリバティブ取引	
	株主総会において決議をすることが	他の取引又は有価証券	
	親会社(当該設立企画人の議決権	と有価証券の売買その	
	利害関係者(設立企画人たる法人の	親法人等又は子法人等	第四十五条第一号
	い等の業務		
	投資証券等の募集等又は募集の取扱	業務	第四十三条第二号
		引若しくはその委託等	
		券店頭デリバティブ取	
		取引の委託又は有価証	
		くは外国市場証券先物	
		券オプション取引若し	
		数等先物取引、有価証	
		の委託等、有価証券指	
	い等に係る取引	くは売付け若しくはそ	

5								
出等日く一に以等一頁へ	第百八条第二項	六十条ノ四第六項	て準用する商法第二百	第百八条第一項におい	六十条ノ四第五項	て準用する商法第二百	第百八条第一項におい	百六十条ノ四第三項
ノ見言に るへい 与真丸子 へ	執行役員			執行役員又ハ監督役員			執行役員	
	清算執行人			清算執行人又ハ清算監督人			清算執行人	

次の表のとおりとする。において準用する法の規定を含む。)に係る技術的読替えにおいて準用する商法の規定において準用する法の規定を含む。)に係る技術的読替え「第百六十三条第一項の規定において清算執行人及び清算監督人について法の規定(当該

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九条第二項及び第	役員会	清算人会
百十条において準用す		
る商法第二百六十六条		
ノ三第三項において準		
用する第百九条第二項		

る。 第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす 第二項の規定を準用する場合におけて投資法人の設立の無効について商法第四百二十八条

次の表のとおりとする。	る場合における当該規定に係る技術的読替えは、	用する場合における当該担
Aの職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準	<b>昇執行人の職務を代行する</b>	十七条ノ二に規定する清算執行人
十三条第三項において準用する商法第六	項の規定において、法第百七十三	7 法第百六十三条第一項
	役	
投資主、執行役員又ハ監督役員	株主、取締役又ハ監査	第四百二十八条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

一十条ノニ

会社

が替える商法の規定

読み替えられる字句

設資法人

条の二中「監督役員」とあるのは「清算監督人」と、「執行役員」とあるのは「清算執行人る法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十五の規定を準用する場合及び法第百六十三条第一項において法第百六条第四項において準用すの規定を準用する場合及び法第百六十三条第一項において法第九十条第三項の八十八条の二、第六十五条の二の規定は、法第百六十三条第一項において法第九十条第三項

		2		
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	いて証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の	法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又		証券業
	規定を準用する場合におけるこれらの規	人は特定投資信託委託業者等の顧客につ	い等の業務	投資証券等の募集等又は募集の取扱
百	=	笙	2	<u>-</u>

	。以下この項において同じ。)		
	準用する前項に規定する事故をいう		
	に関する法律第百九十七条において		
	約束が事故(投資信託及び投資法人	約束が事故	第四十二条の二第四項
	第三号		
	第百九十七条において準用する前項		
	投資信託及び投資法人に関する法律	前項第三号	
	又は募集の取扱い等に係る取引	の取引等	第三号
	投資証券及び投資法人債券の募集等	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
	第二号		
	第百九十七条において準用する前項		
竺	投資信託及び投資法人に関する法律	前項第二号	
1	又は募集の取扱い等に係る取引	の取引等	第二号
	投資証券及び投資法人債券の募集等	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
	第一号		
	第百九十七条において準用する前項		
	投資信託及び投資法人に関する法律	前項第一号	
2	又は募集の取扱い等に係る取引	の取引等	第一号
	投資証券及び投資法人債券の募集等	有価証券の売買その他	第四十二条の二第二項
			の規定
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法
		沙の表のとおりとする	定に係る技術的訪者えに

#### 」と読み替えるものとする。

- 主」と読み替えるものとする。

  ・ 第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資地用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する場合並びに法第三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項を準用する場合並びに法第三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百三十七条第二項及び第二百第一項において準用する商法第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七条第二項及び第二百第一項において準用する商法第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七条第二項及び第二百第一項において進用する商法第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七条第二項及び第二項の規定は、法第百六十三条第一項において法第九十四条
- 人」と読み替えるものとする。
  六十五条の二中「監督役員」とあるのは「投資主」と、「執行役員」とあるのは「清算執行沖用する法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第第六十五条の二の規定は、法第百六十三条第一項において法第百三十八条第三項において

#### (特別清算に関する読替え)

法律第七十五号)の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法及び破産法(平成十六年第八十九条 法第百六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を

七条及び第四百四十九	て準用する第四百四十二第四百五十一条によい	- 第四百五一一条1.3× 百四十四条第三項	において準用する第二	第四百四十二条第一項	百二十三条第二項	において準用する第四	第四百三十八条第二項	第四百三十四条				第三百八十三条第二項		第三百八十三条第一項	読み替える商法の規定
	清算人	青草へ		取締役			清算人	株主	担保権ノ実行手続	仮差押、仮処分及企業	業担保権ノ実行	仮差押、仮処分若ハ企	ノ実行手続	破産手続及企業担保権	読み替えられる字句
	清算幸行 丿	<b>青算丸丁</b> 人		清算執行人及清算監督人			清算執行人	投資主		仮差押及仮処分		仮差押若ハ仮処分		破産手続	読み替える字句

条		
第四百五十四条第一項	株主	投資主
第四百五十六条におい	、整理委員、監督員又	又ハ監査委員
て準用する第三百九十	ハ管理人	
九条		
第四百五十六条におい	破産管財人	清算執行人
て準用する破産法第百		
八十四条第二項及び第		
四項並びに第百八十五		
条第一項		

### (投資法人の設立の登記に関する読替え)

六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと第九十条 法第百六十六条第三項の規定において投資法人について商法第六十一条及び第六十

本店	本店又ハ支店	第六十六条第二項
	第一項ニ掲グル事項	
	四週間内二第六十四条	
	為シ新所在地ニ於テハ	
	週間内ニ移転ノ登記ヲ	
	ハ旧所在地ニ於テハ三	
	支店ヲ移転シタルトキ	
第百六十六条第二項ニ掲グル事項	グル事項ヲ登記シ其ノ	
投資信託及び投資法人に関する法律	第六十四条第一項ニ掲	第六十六条第一項
第三編		
投資信託及び投資法人に関する法律	本編	第六十一条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
		する。

### (清算執行人等の登記に関する読替え)

第九十一条 法第百七十三条第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第

六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとお

りとする。		
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノニ	本店及支店	本店

## (投資法人の特別清算終結の決定等に関する読替え)

第九十二条 法第百七十四条第二項の規定による投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人 の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について商法第三百八十七条第一項の

本店	本店及支店	第三百八十七条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十三条 (非訟事件手続法の規定の読替え) 法第百八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を

準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。 技術的読替えは、次の表のとおりとする。

)に係る

													第百二十六条第一項	続法の規定	読み替える非訟事件手
八第三項、第二百八十条ノ	第二百六	、第二百五十八条第二	五五	十七条第三項、第二百	ノ五第一項、第二百三	二項、第二百二十四条	一項、第二百二十条第	条、第二百四条ノ四第	条第四項、第百七十八	一項但書、第百七十三	八条、第七十条ノ二第	律第四十八号)第五十	商法(明治三十二年法		読み替えられる字句
於テ準用スル商法第二百八十条ノ十に関する法律第百二十三条第一項ニ	ノ規定及ビ投資信託及び投資	用スル同法第二百四十五条ノ三第四	/ 三寛二頁一項ニ於テ	ハ投資信託及び投資法人に関する法	用スル商法第三百四十九条第二項又	る法律第百四十一条第一項ニ於テ準	規定、投資信託及び投資法人に関す	スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ	又ハ第百六十三条第一項ニ於テ準用	法人に関する法律第九十九条第一項	五十八条ノ規定、投資信託及び投資	第百四十四条ニ於テ準用スル商法第	投資信託及び投資法人に関する法律		読み替える字句

執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代	業務代行者又ハ職務代	
	合ヲ含ム)	
	二号ニ於テ準用スル場	
	十一条の十四第七項第	
ノ二第一項但書	条並ニ商法特例法第二	
第一項ニ於テ準用スル商法第七十条	七条及ビ第二百七十一	
第九十九条第一項又ハ第百六十三条	項但書(同法第百四十	項
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第七十条ノ二第一	第百三十二条ノ五第一
法第百十一条第三項		
第百五十条第二項ニ於テ準用スル商	及ビ其準用規定	
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第百十一条第三項	第百二十六条第二項
	)第三十二条第八項	
	五十九年法律第三十号	
	替に関する法律(昭和	
	ニ株券等の保管及び振	
	五十二条ノ三第一項並	
	三、第四十五条及ビ第	
	第一項、第四十四条ノ	
	一項、第二十八条ノニ	
	但書、第十二条ノ二第	
	十四号)第八条第一項	
	(昭和十三年法律第七	
	九十四条、有限会社法	
	ノ八第一項及ビ第二百	
	二項、第二百九十三条	
	項、第二百九十一条第	
	第二百八十条ノ八第一	
	百六十条ノ四第六項、	
	百三十七条ノ二、第二	
	八十一条第一項、第二	
	七十三条第一項、第百	
	五十三条第二項、第百	
	其準用規定、同法第百	
	二百八十二条第三項、	
八第二項ノ規定	条ノ十八第二項及ビ第	

	裁判ヲ為ス場合ニ於テ	百二十九条ノニ
執行役員及ビ監督役員	員会等設置会社ニ付キ取締役及ビ監査役(委	項において準用する第第百三十三条ノ三第二
総投資主	総株主	項第百三十三条ノ三第一
商法 第百二十三条第一項ニ於テ準用スル	商法	項第百三十三条ノ二第一
投資主	株主	
執行役員	) 会社ニ在リテハ執行役 取締役(委員会等設置	項第百三十二条ノ六第二
	含ム)	
	ニ於テ準用スル場合ヲ	
	四百十三条ノ三第七項	
	八条ノ三第二項及ビ第	
	二十三第七項、第四百	
	)、第三百七十四条ノ	
	テ準用スル場合ヲ含ム	
	条ノ三十一第三項ニ於	
	項(同法第三百七十四	
	三百七十四条ノ三第二	
第四項	百五十八条第七項、第	
テ準用スル同法第二百四十五条ノニ	ル場合ヲ含ム)、第三	
スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於	条第二項ニ於テ準用ス	
る法律第百五十条第一項ニ於テ準用	項(同法第三百七十一	
定及ビ投資信託及び投資法人に関す	、第三百五十五条第二	
同法第二百四十五条ノ三第四項	第三百四十九条第二項	
三百四十九条第二項ニ於テ準用	四十五条ノ五第五項、	
第百四十一条ニ於テ準用スル商法第	三第四項(同法第二百	項
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第二百四十五条ノ	第百三十二条ノ六第一
行スル者	行者	項
執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代	業務代行者又ハ職務代	第百三十二条ノ五第二
行スル者	行者	

本店	本店及ビ支店	第百三十九条
	スル場合ヲ含ム)	
	十九第三項ニ於テ準用	
	法第三百七十四条ノニ	
	四条ノ十三第五項(同	
	含ム)及ビ第三百七十	
	ニ於テ準用スル場合ヲ	
法第百十一条第三項	ビ第四百十五条第三項	
第百五十条第二項ニ於テ準用スル商	(同法第百四十七条及	
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第百十一条第三項	第百三十五条ノ八
	合併又ハ分割	
合併	株式交換、株式移転、	第百三十五条ノ七
		五条ノ六
		いて準用する第百三十
		第百三十五条ノ七にお
本店	本店及ビ支店	第百三十五条ノ六及び
		五
第百四十四条ニ於テ準用スル商法		項及び第百三十五条ノ
投資信託及び投資法人に関する法律	商法	第百三十五条ノ四第一
	役及ビ監査委員)	
	置会社ニ在リテハ執行	百二十九条ノ三
	社成立後ノ委員会等設	項において準用する第
執行役員及ビ監督役員	取締役及ビ監査役(会	第百三十五条ノ二第一
第百四十四条ニ於テ準用スル商法		項
投資信託及び投資法人に関する法律	商法	第百三十五条ノ二第一
本店	本店及ビ支店	第百三十五条
		第百三十四条ノ四
第百四十四条ニ於テ準用スル商法		第百三十四条ノ三及び
投資信託及び投資法人に関する法律	商法	第百三十四条第一項、
	)	
	(以下監査委員ト称ス	
	スル	
	法第二十一条の八第七	
	ハ執行役及ビ商法特例	

			ام			
第百三十七条ノニにお 二条ノ五第一項	第百三十七条ノ二	第百三十七条	2 法第百八十五条第一項の規定にお ・ 注第百八十五条第一項の規定にお	第百四十条	第百三十九条第六号	第百三十九条第四号
商法第七十条ノ二第一項但書(同法第百四十七条及ビ第二百七十一条並ニ商法特例法第二十一条がニ商法特例法第二十一条がニ商法特例法第二十一条の十四第七項第二号ニ於テ準用スル場	第百三十二条ノ四及ビ第百三十二条ノ五ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会	清算人		本法	会社ノ社員総会	監ハ執役取
商法第七十条ノ二第一項但書商法第七十条ノ二第一項但書	清算執行人及ビ清算監督人	清算執行人又ハ清算監督人	とする。(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係いて投資法人の特別清算について非訟事件手続法の規定	本法を関する法律を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	投資法人ノ創立総会又ハ投資主総会教行役員又ハ監督役員	清算執行人又ハ清算監督人、清算執行人又、清算監督人

_				T	T	1	1	1	1	1	
	第百三十八条ノ十	第百三十八条ノ九	百三十一条第一項 項において準用する第	項第百三十八条ノ八第二	項第百三十八条ノ七第一	二条ノ二	第百三十八条ノ六	第百三十八条ノ四	九条ノ三九条ノ三にお第百三十八条ノ三	第百三十八条ノ三	第百三十八条
及ビ同法	商法	商法	取締役又ハ執行役	商法	八其準用規定   円地   円地   円地   円地   円地   円地   円地   円地	総発起人又ハ総取締役	二項又ハ其準用規定商法第四百二十三条第	項又ハ其準用規定商法第百二十五条第四	世界で で で で で で で で で で で で で で	者 二依リ検査ヲ為スベキ 清算人又ハ前条ノ規定	裁判所 清算人
並ニ投資信託及び投資法人に関する	商法第百六十四条第四項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律	商法のおりである。 おり おり おり は かり は かり は かり	清算執行人	商法第百六十四条第四項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律	商法第四百二十九条第一項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律	総清算執行人	商法第四百二十三条第二項第百六十三条第一項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律	商法第百二十五条第四項第百六十三条第一項ニ於テ準用スル投資信託及び投資法人に関する法律	執行役員及ビ監督役員	清算執行人又ハ清算監督人	裁判所又ハ金融庁長官

十八第一項及ビ第二項本文、第百三十五条ノ五十七、第百三十五条ノ五、第百三十五条ノ五十五乃至第百三	ノ六十 十五乃至第百三十五条 及ビ第百三十五条ノ五	第百三十八条ノ十五
ル破産法第八十七条第一項律第百六十四条第六項ニ於テ準用スビ投資信託及び投資法人に関する法		
準用スル破産法第八十七条第一項及用スル同法第四百三条第二項ニ於テ		
商法第四百四十四条第四項ニ於テ準第百六十四条第四項ニ於テ準用スル	第八十七条第一項ニ於テ準用スル破産法	十五条ノ六十二おいて準用する第百三
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第四百三条第二項	第百三十八条ノ十四に
清算執行人	清算人	第百三十八条ノ十四
商法		
投資信託及び投資法人に関する法律	商法	第百三十八条ノ十三
	11 ::	十二条ノ五第二項
清算 著行人	行者	おいて準用する第百三
商法	181 C7 A 7 A - A - A - A - A - A - A - A - A	
第百六十四条第四項ニ於テ準用スル		
投資信託及び投資法人に関する法律	商法	第百三十八条ノ十二
四百五十条第二項		
四百五十一条ニ於テ準用スル同法第		
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第		
託及び投資法人に関する法律第百六	ヲ含ム)	
商法第四百五十条第二項及ビ投資信	条ニ於テ準用スル場合	
第百六十四条第四項ニ於テ準用スル	項(同法第四百五十一	
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第四百五十条第二	第百三十八条ノ十一
スル同法第四百五十条第二項		
スル商法第四百五十一条ニ於テ準用	含ム)	
法律第百六十四条第四項ニ於テ準用	ニ於テ準用スル場合ヲ	
及ビ投資信託及び投資法人に関する	(同法第四百五十一条	
スル商法		
法律第百六十四条第四項ニ於テ準用		

商法第四百五十五条第四項ニ於テ準用スル		
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第四百二条	十五条ノ六十
	第二項	おいて準用する第百三
第百三十五条ノ五十八第二項本文	第百三十五条ノ五十八	第百三十八条ノ十五に
商法第四百五十五条		十五条ノ五十九
第百六十四条第四項ニ於テ準用スル		おいて準用する第百三
投資信託及び投資法人に関する法律	商法第四百二条	第百三十八条ノ十五に
第百三十五条ノ三十八第二項		
第百三十八条ノ十五ニ於テ準用スル		十五条ノ五十八第一項
第百八十五条第一項ニ於テ準用スル		おいて準用する第百三
投資信託及び投資法人に関する法律	第百三十五条ノ三十八	第百三十八条ノ十五に
		条ノ三十五第一項

(法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人)

第九十四条 法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人 として行う業務に従事する者とする。

(法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引)

第九十五条 法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、 物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。 (登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為) 宅地の造成又は建

第九十六条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 動産の管理を委託すること。 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、 不
- 次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。
- 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
- 法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、 次に掲げる
- 取引の委託を行うこと。 有価証券の売買

有価証券指数等先物取引

- 有価証券オプション取引
- 二 外国市場証券先物取引
- 有価証券店頭指数等先渡取引

ホ

- 有価証券店頭オプション取引
- 五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
- その投資口を投資信託委託業者に取得させること。融先物取引の委託を行うこと。
- 信託委託業者に賃貸すること。
  七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を投資、一その投資口を投資信託委託業者に取得させること。
- 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引
- 引 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取力 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取

(登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第九十七条
法第百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 法第百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

(法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為)

代理とする。 代理とする。 常九十八条 法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の

する場合の読替え) (投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用

第九十九条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等に第九十九条 法第百九十七条の規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的場合におけるこれらの規定(当該規定において準定の規定を第一項第一号、第五号、第六号及び第十六条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等に

投資証券等」という。)の募集等投資証券及び投資法人債券(以下	業務	第三十三条
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法

-+-1	- 1	ol.	1	, 1		71	اید			mil.		-£-1			. 1	-£-1	a			でを除く。)	び第七号から第九号ま	号まで及	第四十二条第一項(第	viel		第二項	いて準用する第四十条	第四十一条第二項にお	<u> </u>	1		第四十一条第一項	
売買の別(有価証券指	その受託等	バティブ取引若しくは	又は有価証券店頭デリ	オプション取引の受託	取引若しくは有価証券	有価証券指数等先物	をいう。以下同じ。)	いう。)を受けること	み(以下「委託等」と	取次ぎ又は代理の申込	はその受託等(媒介、	有価証券の売買若しく	プションの対価の額	有価証券の価格又はオ	ン取引	有価証券店頭オプショ	ブション取引若しくは	の取引又は有価証券オ	有価証券の売買その他		証券業	号	第三十四条第二項第一	当該書面				前項の規定による書面	ティブ取引	は有価証券店頭デリバ	国市場証券先物取引又	有価証券の売買等、外	
売買の別又はこれに相当する取引の											い等に係る取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱		投資証券等の価格				い等に係る取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱	い等の業務	投資証券等の募集等又は募集の取扱	第三十四条の十第一項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律	当該取引報告書	る取引報告書	取引法第四十一条第一項の規定によ	第百九十七条において準用する証券	投資信託及び投資法人に関する法律			い等に係る取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱	は募集の取扱い等の業務

第四十二条の二第一項																																
有価証券の売買その他	バティブ取引等	有価証券店頭	う。以下同じ。)若し	三号に掲げる行為をい	同項第二号若しくは第	ン取引又はこれに係る	等(有価証券オプショ	価証券オプション取引	う。以下同じ。)、有	三号に掲げる行為をい	八項第二号若しくは第	はこれに係る第二条第	証券指数等先物取引又	数等先物取引等(有価	の取引又は有価証券指	有価証券の売買その他	売買の別、	可	項及び第百六十二条の	一号、第四十七条第三	この号、次条第一項第	ィブ取引	有価証券店頭デリバテ	有価証券の売買等又は	て同じ。)	める事項。次号におい	のとして内閣府令で定	売買の別に相当するも	ィブ取引にあつては、	有価証券店頭デリバテ	券オプション取引又は	数等先物取引、有価証
投資証券等の募集等又は募集の取扱															い等に係る取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱	売買の別又はこれに相当する取引の				この号及び次条第一項第一号		い等に係る取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱								別

投資証券等の募集等又は募集の取扱	業務	第四十三条
	おいて同じ	
	び第五十一条第二項に	
をいう		第四十二条の二第三項
当該投資証券等	当該有価証券等	
い等に係る取引	の取引等	
投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買その他	
	の二第六項	
この条	この条及び第六十五条	
	ティブ取引	
	は有価証券店頭デリバ	
い等に係る取引	国市場証券先物取引又	
投資証券等の募集等又は募集の取扱	有価証券の売買等、外	
	いう。)	
	いて「有価証券等」と	
	取引(以下この条にお	
	証券店頭デリバティブ	
	先物取引若しくは有価	
	ション、外国市場証券	
	指数等先物取引、オプ	
投資証券等	有価証券又は有価証券	
	の取引等」という。)	
	有価証券の売買その他	
	以下この条において「	
	頭デリバティブ取引(	
	引若しくは有価証券店	
	、外国市場証券先物取	
	価証券オプション取引	
	券指数等先物取引、有	
	を除く。)又は有価証	
	他の政令で定める取引	
	る買戻条件付売買その	
	らかじめ定められてい	
い等に係る取引	の取引(買戻価格があ	

	第四十五条	
親   親	店頭デリバティブ取引と有価証券の売買そのと有価証券の売買その	有価証券の買付け若しくは売付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券が以外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取券店頭デリバティブ取りの委託とは外国市場証券に対しては入口では入口では入口では入口では入口では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
横を除き、同条第五項の規定により では持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)の過半数 を保有している株式会社又は有限会 社をいう。)若しくは子会社(当該 設立企画人が総株主又は総社員の議 設立企画人が総株主又は総社員の議 設立企画人が総株主又は総社員の議 会社又は有限会社をいう。)又は投 資信託及び投資法人に関する法律第 十五条第二項第一号に規定する利害 関係人等である法人その他の団体を いう。以下この条において同じ。) と投資証券等の募集等又は募集の取 投資証券等の募集等又は募集の取 扱い等に係る取引	の 百 当 者	い等に係る取引 投資証券等の募集等又は募集の取扱

第百二十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次 第百二十一条 2 5 7 十九・二十 に掲げるものとする。 十八 法第百二十八条の二第一項の内閣府令 一~十七 (略) (法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産) (関係行政機関の長との協議等) 第百条 2 { 7

2 いて証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規 定に係る技術的読替えは、 第四十二条の二第四項 第四十二条の二第二項 読み替える証券取引法 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客につ 読み替えられる字句 次の表のとおりとする。 証券業 約束が事故 有価証券の売買その他 前項第三号 前項第二号 前項第一号 の取引等 投資証券等の募集等又は募集の取扱 準用する前項に規定する事故をいう 約束が事故(投資信託及び投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律 投資信託及び投資法人に関する法律 投資証券及び投資法人債券の募集等 読み替える字句 い等の業務 に関する法律第百九十七条において 第百九十七条において準用する前項 投資信託及び投資法人に関する法律 第百九十七条において準用する前項 第百九十七条において準用する前項 又は募集の取扱い等に係る取引

(法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産)

以下この項において同じ。

(略)

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲 げるものとする。

一~十七 (略)

十八 法第百三十九条において準用する商法第二百八十五条の内閣府令

十九・二十 (略)

(略)

第百二十三条 (金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限) 第百二条 (金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第百二十四条 (略)

第百二十五条 (略) (証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

(財務局長等への権限の委任

一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条第 記の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管 に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの並びに法第二百二十五条第二項の規定及び の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第百十七条第九号に規定する承 は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管 は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管 は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管 は、投資法人の本店の別定により金融庁長官に委任された権限(以下「長 第百二十六条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長

(委員会の権限の財務局長等への委任)

2 • 3

任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委第百二十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局

(略)

2 •

(略)

規定による権限
「第百二十五条の規定により委員会に委任された法第二百十三条第一項から第五項までの

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第百三条 (略)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第百四条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条第一項域内にある場合にあっては、福岡財務支局の管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第九十六条第九号に規定する承認のの規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第九十六条第九号に規定する承認のの規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権第百五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権

2 · 3 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

る。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任す第百六条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(

(略)

2 •

(略)

による権限 一角 第百四条 の規定により委員会に委任された法第二百十三条第一項から第五項までの規定

77